

令和5年3月7日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午前10時00分 開議)

(出席議員14名)

1番	表	谷	茂	浩
2番	中	谷	松	助
3番	福	田	晃	悦
4番	稲	岡	健	太郎
5番	南		正	紀
6番	寺	井		強
7番	堂	下	健	一
8番	南		政	夫
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	久	木	拓	栄

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝							
副	町	長	庄	田	義	則					
教	育	長	間	嶋	正	剛					
参		与	新	田	辰	巳					
総	務	課	長	山	下	光	雄				
富	来	支	所	長	関	田	勝	行			
企	画	財	政	課	長	村	井	直			
デ	ジ	タ	ル	情	報	課	長	今	村	浩	一
税	務	課	長	中	田	龍	一				
住	民	課	長	西		清	孝				
子	育	て	支	援	課	長	平	野	雅	巳	
健	康	福	祉	課	長	宮	下	隆			

環境安全課長	吉村	満
商工観光課長	福田	秀勝
農林水産課長	大谷	清樹
まち整備課長	山内	勉
富来病院事務長	藤井	専
会計管理者(会計課長)	平井	清
学校教育課長	荒川	仁
生涯学習課長	大畑	喜代志

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	出崎	茂男
議会事務局参事	向井	徹
議会事務局主幹	坂上	大輔

(議事日程)

日程第1 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに町政一般(質疑、質問)

日程第2 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号(委員会付託)

(開 議)

南正紀議長 ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより、本日の会議を開きます。

議会だより掲載のため、写真撮影を許可します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、場内換気を行うため、適時休憩を入れますのでご了承ください。

日程第1 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに町政一般(質疑、質問)

南正紀議長 次に、町長から提出のありました議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号に対する質疑並びに町政一般に対する質問を行います。

あらかじめ、発言時間について申し上げます。会議規則第56条第1項及び志賀

町議会の議案質疑及び町政一般質問の運用に関する規程第9条の規定により、各議員の発言は、執行部側の答弁を含め概ね40分以内とします。

それでは、発言を許します。

3番 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい、議長。

おはようございます。3番 福田晃悦です。

一昨日の事ですが、座敷に飾ってある雛人形を「3月3日が過ぎたから片付けけないのか」とうちの母が話しかけてきました。まだ飾って数週間で、せっかくなので少し見ておきたい気持ちから、結局は春分の日あたりまで飾っておくことにしました。

本日議場傍聴席にも、年に一度お会いできる雛人形がおいでであります。私自身、本議会で任期満了となりますが、ぜひ来年の3月議会でもお会いできることを熱望しまして、私の一般質問に移ります。

まず、最初の質問です。本町でのマスクの方針についてです。

新型コロナウイルス感染症対策の柱であるマスク着用のルールを政府が見直し、3月13日から、屋内外を問わず個人の判断に委ねられます。

引き続き着用が推奨されるのは、医療機関や高齢者施設、混雑した電車・バスなどに限定される一方、学校では4月1日から原則マスクなしとなります。

日本では海外に比べ、国民の間にマスク着用が早くから浸透しており、感染の拡大を防ぐ効果があるとされ、流行抑制に一定の役割を果たしてきました。ルールの変更は、大きな転換期となります。

ただ、マスク生活が3年間続いた後だけに、国民の間には戸惑いもあり、緩和ムードに不安を感じる人も少なくありません。

特に重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある人への配慮が必要であり、オミクロン株では、無症状や軽い症状の人が多いですが、死亡者に占める高齢者の割合は依然として高く、油断はできません。

今後は、この3年間、コロナに対処してきた知恵を生かし、マスクを外す際も、換気など他の感染対策が取られているかを確認し、思いやりの気持ちを持って行動することが重要になります。

また、学校現場で子どもが着脱を自ら判断することは難しく、それだけに教員

がよりきめ細かく対応していくことが求められます。マスクを必要とする子ども達が、周囲から外すよう強制されることがあってはなりません。

3月の卒業式には前倒しで新ルールが適用されましたが、文部科学省は感染対策の徹底を条件に、国歌斉唱などの場合を除き、マスクを外させるとの方針を示しました。

さまざまな現場で、児童生徒や保護者らの混乱を招かないよう、丁寧に説明を尽くしていくことが求められると考えます。

また、独自のルールを取組みする自治体もでてきており、岐阜県は3月3日、新型コロナウイルス対策本部会議を開き、「岐阜県におけるマスクの着用の考え方」を決めました。国の指針に沿いながら「マスクには、自身のウイルスを他人にうつさない効果があることを踏まえ、着用が効果的な場面では着用を推奨する」また「症状がある人が家族と接する時にはマスクを着用する」など県独自の考え方も加えました。マスク着用は個人の判断を前提としながらも、着用を推奨する場面として、医療機関受診時、医療機関・高齢者施設・障害者施設への訪問時・勤務時、混雑した電車やバスの乗車時、高齢者や基礎疾患のある人、妊婦が混雑した場所に行く時を明記。さらに、症状がある場合や同居家族に陽性者がいる場合、やむを得ず外出する際には「マスクを着用する」と示しました。

学校には4月1日から、着用を希望する児童生徒、希望しない児童生徒の双方に配慮を求め、3月の卒業式では2メートル程度の距離が確保できない状態で声を出す場合にはマスクの着用を求めるなど、各学校で適切に判断との考え方を示しました。

今後コロナの感染症法上の分類は、5月8日には季節性インフルエンザと同じ5類に移行し、新ルールはそれより前に適用されます。

社会経済活動を回復させる観点から緩和を進める方向性は理解できますが、脱マスクを先行させる理由の説明が不十分であると私は考えます。

直近の感染者数は1万人を下回りましたが、「コロナは終わった」という誤ったメッセージにならないよう、政府には正しい情報を発信していく責任があります。

本町においても、教育現場や行政施設、関係職員等のこの指針に基づく対応になると考えますが、混乱を招かぬよう、各現場や、町民に対するその周知や対応

をお聞かせください。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

福田議員のマスクの対応についてのご質問にお答えいたします。

本議会初日の提案理由の説明で述べたとおり、国では、新型コロナウイルス感染症対策に関して、基本的対策として、マスク着用の考え方を見直しました。

見直しの内容は、屋内では基本的にマスク着用を推奨するとしていた現在の取扱いを改め、今月13日から、着用については、個人の判断に委ねることを基本とし、受診時や医療機関、高齢者施設を訪問する時など、必要に応じ、着用が推奨されております。

そのほか、重症化リスクの高い人が混雑した場所に行く時は、感染から自身を守るため、マスク着用が効果的であるとされております。

今後、町民に対し、この方針を周知していくと共に、併せて、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることなく、個人の主体的な判断が尊重されるよう、町広報やホームページ、ライン等を活用して周知を図っていきたいと考えております。

なお、今回の見直しを踏まえた町行政施設の対応として、役場と富来支所の職員や、来庁される方については、国の方針に基づき、基本的な感染症対策を講じながら、マスク着用は、原則として、個人の判断とします。

例外として、富来病院や志賀クリニックの職員については、重症化リスクの高い入院患者、受診者等に配慮し、引き続き、着用することとしており、併せて、受診などで訪れた方にも、着用をお願いしたいと考えております。

また、保育園等では、園内の感染状況を考慮するとともに、担当医師等の指示を仰ぎながら、感染対策が必要な場合は、職員や園児にマスクの着用をお願いすることとします。

このほか、町民が利用する公共施設の方針については、今月中旬までに、チラシ等でお知らせをしたいと考えております。

このように、新型コロナウイルス感染症対策も転換期を迎え、コロナ禍前の日常を取り戻しつつありますが、町民の皆様におかれましては、今回の見直しの後であっても、コロナ感染症が収束したわけではありませんので、気を緩めること

なく、引き続き、手洗いなど、基本的な感染症対策をお願いいたします。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、学校におけるマスクの取扱いについては、教育長より答弁させますので宜しくをお願いいたします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

福田議員のマスクの方針についてのご質問のうち、学校におけるマスクの着用についてお答えをいたします。

学校におけるマスクの着用についてであります。本年2月10日、新型コロナウイルス感染症対策本部において「マスク着用の考え方の見直し等について」が決定され、4月1日から「学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めない」という方針が示されました。

町教育委員会では、今後、文部科学省や県の通知を受けまして、新学期までに本町の対応を決定し、学校及び保護者に周知してまいります。

また、学校では、児童生徒や保護者の判断が尊重され、着脱を強いることがないよう、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮してまいります。

なお、マスク着用の考え方の見直し後であっても「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「喚気」等の基本的な感染対策については、継続してまいります。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

再質問ではございませんが、今うちの子どもも今小学校3年生になりまして、1年生時からずっとマスクを付けてるわけです。家に帰ってもずっとマスクしてるんですね。「はずさないのか」と言ったら「別に違和感ないから付けてる」って言うんですね。それもちょっと怖いもんやなと思って、「4月からマスク外れるかもしれんよ」ってなったら、「ちょっとはずかしい」って言ってましたけども、非常に、普段の光景に戻ることで、いいことだなと考えております。

あともう一点、テレビで、この前報道で見たんですけども、3年間マスクを付

け続けた場合に、中学校と高校で顔を見てないまま卒業されるパターンが非常に多くなると。3年間1年生から3年生までつけていると、その場合、生徒が不安になるのが成人式の時に、顔見た時に、名前が多分出てこないんじゃないかということの懸念があったそうです。

ですから、これ本町も2年後になるのか5年後になるのかわからないですけども、成人式の時に名札のカードを付けさせるとか、そういった発想も必要になってくるんじゃないかと個人的には思いました。以上です。はい。

次の質問に移ります。町とマッチングアプリの連携についてです。

明治安田生命保険の調査によると、昨年結婚した夫婦の出会いのきっかけは、学校や職場を抜いてマッチングアプリが首位になり、22.6パーセントとおおよそ5人に1人のきっかけになっているそうです。新型コロナウイルス禍で対面の出会いが減る中、定着しつつあることが伺えます。

2位は「職場や同僚や先輩、後輩」と「学校の同級生や先輩、後輩」が同率で20.8パーセント。「友人や知人の紹介」が9.4パーセントでした。

2012年、2015年、2016年に結婚した夫婦で、マッチングアプリがきっかけだったと回答したのは0パーセントでした。

かつて、恋人や結婚相手と出逢う定番の手段といえば、合コンや友人・知人からの紹介、婚活パーティや街コンに参加するといったリアルでの出逢いが中心でした。現在、スマートフォンの普及やSNSの台頭、さらには2010年代に多く登場したマッチングアプリによって、オンラインで恋人や結婚相手を探す人が急激に増えており、ライフスタイルの多様化とともに、出逢いの価値観も変化してきており、コロナ禍でマッチングアプリは、より一層高い市民権を得つつあるといえます。

そんな中、2012年にサービスを開始して今年で10周年を迎えたのが婚活・婚活マッチングアプリ「Pairs」です。同サービスを運営する株式会社エウレカは、このほど結婚を希望する独身男女の出逢いの機会創出に関して、三重県桑名市と協定を結びました。エウレカ側のコメントとして「さまざまなマッチングアプリが登場し、出逢いの選択肢は増えたものの、未婚化・少子化の深刻化は未だ大きな課題として残っております。エウレカではこれらの課題解決を図るべく、これまで外部関係者や有識者と共同調査の実施や白書の制作、国会議員の勉強会の実

施など、取り組みを行ってきました。今後はさらに積み上げてきた知見を活かしながら、地方自治体との連携も強化し、社会課題の解決を目指していく」と述べております。

去る2022年11月25日には、三重県桑名市とペアーズ連携協定に際して締結式が行われ、協定の内容の詳細や、本協定の狙いについて発表がなされました。冒頭で桑名市の伊藤市長がペアーズと連携協定を結んだ背景についてですが、三重県で行われた人口減少対策フォーラムで、ある官僚の方が「少子化対策を国として色々行っているが、効果が出ていない部分がある。それは若い世代の声を十分に聞けていないのでは」という意見を言われて、非常に同調したのが、ペアーズとの連携を進めていくきっかけになったそうです。

結婚したい、出逢いたいと考える若い世代の多くが、マッチングアプリを使っていることもあり、今回桑名市とペアーズが連携することで、出逢いを求める若い世代の支援をしていきたい。

次に伊藤市長に続き、ペアーズを運営するエウレカの代表取締役石橋CEOは「ペアーズとしても、これまで未婚化・少子化における研究を4年ほど実施しているため、さまざまな知見を蓄積することができた。このタイミングで、地方自治体との連携を通じてより実効性のある取り組みにしていきたいという思いから、三重県桑名市との連携協定を結ぶ運びとなった」と今回の取り組みの経緯について話しました。

現在、累計登録者数は2,000万人を超え、マッチングアプリの中でも日本で最も使われているペアーズは、目指す理想的な協定の形としては企業、自治体、市民の三者間すべてにメリットがあることであり、最終的なゴールは恋人探しの活動をする人が増え、恋愛をする人が増え、結婚する人が増えることで子どもも増えることであり、未婚化・少子化の解消を目指すことです。

これまででは、マッチングアプリの事業者と自治体との連携における多くの事例としては、マッチングイベントのような単発のものが多く、ただイベント単体だけでは、異性との出逢いというメリットを提供できる人数は限られてしましますが、より幅広い出逢いの機会を提供するため、ペアーズを利用することを前提に、桑名市と共同で独身者向けのセミナーイベントを開催し、ペアーズへの利用方法や知識などをセミナーを通じて啓蒙し、出逢いを求めるが、どうすればいい

かわからないという方でも恋活・婚活するきっかけづくりにし、この取り組みを通じて、お相手探しの活動人口を増やしていく予定で、今後の発展として、出逢いの後にあるデートの支援についても、市内の企業とも連携を行うことでデートが盛り上がるイベントの開催やデート先での割引きなども検討しているそうです。

行政主導の出逢いの取り組みとしては、街コンや婚活パーティの開催などがこれまでは中心でしたが、マッチングアプリ大手ペアーズが地方自治体と連携を図って出逢いの場を創出していくのは、業界的にも新しい取り組みであり、未婚化・少子化といった社会課題の解決に向けた大きな一歩になるのではないのでしょうか。

本町においてもマッチングアプリの連携・活用を、検討を始めていくべきと考えますが、お考えをお聞かせください。

南正紀議長 村井企画財政課ふるさと創生室長。

村井直企画財政課ふるさと創生室長 はい、議長。

福田議員の町とマッチングアプリの連携についてのご質問にお答えをいたします。

現在、町では、人口減少と少子化対策、さらには出会いの場を創出するため、結婚支援事業を推進しております。

本事業では、結婚へのきっかけづくりを行う活動への補助や、7名の縁結びistへの活動支援などを行い、これまでに数組のカップルの誕生と1組の成婚につなげてきました。

人生の大きな節目となる結婚へとつなげるには、単に相手を紹介するだけではなく、希望する年齢や容姿、性格、職業など、考慮すべき条件がたくさんあり、非常に難しいものがあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の流行により、パーティの開催や面談が困難となり、活動が思うようにできない状態が続きました。

このような中、近年は、SNSや議員ご提案のペアーズなどのマッチングアプリによる出会いが若者の間で広まっており、簡単に利用できることが支持されているようです。

この流れを受け、石川県では、結婚支援の一環として、3月21日から結婚マッチング支援システムサイト「あいきゅん」の運用を開始します。

スマートフォンやパソコンを使って登録や紹介等を行うサイトになっており、システムを利用して自分で相手を探すマッチングの機能をメインに、これまでの婚活イベントの開催や縁結びistによるお見合い事業の機能も加わり、充実した内容となっております。

運営は、県の結婚・子育て支援業務を専業とする「いしかわ結婚・子育て支援財団」が担っており、高額な登録料や紹介料、隠れた課金システムなどの心配もなく、安全に利用することができます。

登録受付は既に始まっており、ホームページ又はチラシ等に印刷されたQRコードを読み取るだけで、スムーズに会員登録ページに入っていくことができます。

マッチングに係る登録料は、2年間で1万円ですが、本年3月末日までに登録しますと5,000円になりますので、この機会に少しでも多くの方に登録していただきたいと思っております。

町としましては、町内だけでのマッチングは困難なことです。今後は、全県的なシステムである、この「あいきゅん」の周知・登録に力を入れ、運用状況等を注視しながら、必要に応じ、利用促進のための登録料の助成などについて検討していきたいと考えております。

なお、「あいきゅん」については、町ホームページやライン、広報しかに掲載するとともに、町内の主たる事業所にもチラシを送付するなどし、PRしていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

今回、マッチングアプリの質問をするにあたりですね、いろいろ私も調べていく中で、東京都とか都心部のほうは路上に、普通の人なんですけど、カメラマンが写真を撮っている風景っていうのがたくさんあるらしくて、それは何かというと、マッチングアプリ用の素材を撮るカメラマンが、すごく今、忙しくされているそうです。

私どもはまだマッチングアプリといってもちょっとまだ肌感がわからないところもありますけども、多分これからもっともっとそのマッチングアプリっていうもの

は、浸透といいますか、日本の出会いの核になっていくんじゃないかなと思いますので、これからできる取組みまたあれば、単年度ごとに考えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

最後の質問です。

みらいとうぶの行政区としての課題についてです。

平成27年度から分譲を開始した定住促進住宅地「みらいとうぶ」は一昨年5月に完成し、移住定住の促進、人口減少の抑制、さらには民間企業が隣接する土地を開発・分譲し、誰もが住んでみたい、魅力的な住宅地となりました。

「みらいとうぶ」AからCブロック完成後も、更なる需要から現在はすばる幼稚園横にDブロックとして10区画の造成工事が進められており、令和5年度より分譲開始との事です。今定例会で予算可決されれば、奨励金制度も拡充され、さらに大きな行政区になると予想されます。今後も更なる造成にあたり、以下の点をお聞かせください。

まず一つ目は、自治組織としての運営機能についてです。現在、区長として一名が選任されていることは存じておりますが、自治組織としての火災訓練や防災訓練、区全体の情報、意思共有はどのように行われているのでしょうか。

二つ目は、住民の自治意識の促進についてです。生まれ育った自分の土地であれば、地区の保全是地域活動の一環として、除草やゴミひらい、花壇の設置など景観保全に努めていきますが、当地区の現状をお聞かせください。

三つめは、住民間のコミュニケーションの向上についてです。伝統的な地縁、血縁とは違う動機で新たな住宅地に移り住んできた核家族は、マイホームや良好な住環境、そして、自分の子ども達には高い関心を示しますが、近所付き合いや自治会などの地区活動への参加はあまり望まず、地区への関心、愛着が低いと言われております。コロナ禍の影響で、その流れは顕著化しており、私の地区でも、社会体育大会、敬老会、盆踊り、秋祭りといった定例行事も丸3年開催されておられません。

3月13日のマスクの規制緩和、5月7日のコロナ2類から5類への引き下げといった、いつもの日常が徐々に戻ると期待されることから、みらいとうぶでも、住民同士のコミュニケーションの機会を増やすイベント等の開催の後押しを町で行ってはいかがでしょうか。

4点目は、地域活動の活性化についてです。

国・県などで、中心部市街地型のコミュニティに対し、活動の助けとなる助成メニューはないのでしょうか。

5点目はコミュニティ施設、集会所等についてです。

先に整備された西山台ニュータウンでは、隣接する地域交流センターがコミュニティ施設となっていると聞いております。集いの場としても、有事の際の活用としてもコミュニティ施設は必要と考えますが、町の考えをお聞かせください。

南正紀議長 山下総務課長。

山下光雄総務課長 はい、議長。

福田議員のみらいとうぶの行政区としての課題についてのご質問にお答えいたします。

行政区としてのみらいとうぶ区は、平成30年8月1日に設立されており、みらいとうぶAからCブロックと民間が造成した小規模な分譲地も含め、本年3月1日現在で、86世帯、304人が居住しております。

そして、現在造成中のすばる幼稚園横のDブロック10区画については、行政区の東旭区と協議をしており、分譲後は、東旭区の区民として地域活動に参加していただくこととしております。

また、残りの造成予定地2か所については、現在のみらいとうぶと隣接する用地がみらいとうぶ区に、志賀小学校に隣接する用地が新大念寺区に編入されると想定しております。

議員ご質問の、みらいとうぶ区における自治組織としての運営機能と住民の自治意識の促進についてであります。現在の区の運営については、新型コロナウイルス感染症の影響により、行事等の活動は行っておらず、通常であれば、ごみ当番や草刈り、子供会活動や社会体育大会への参加など、他の区と同様の地域活動を行っている聞いております。

次に、住民間のコミュニケーションの向上と地域活動の活性化については、みらいとうぶに年齢層が若い世帯が多く居住していることから、同じ学校に通学している保護者同士など、家庭間での交流もあるようです。

今後は、近隣の集会施設を利用し、懇親会を開催するなど、区民同士の交流の場を設けたりしながら、住民間のコミュニケーションの向上を図っていききたいと

のことであり、コロナが落ち着きを取り戻しつつある中で、徐々に地域活動の活性化が図られていくものと考えております。

なお、中心市街地におけるコミュニティの活動を支援する補助メニュー等については、現在のところございません。

コミュニティ施設については、みらいとうぶ区では、総会等の区民が集まる際は、他の区の集会所や文化ホールの会議室を借りているのが現状であると聞いております。

現在、町としてみらいとうぶ区にコミュニティ施設を整備することは、考えておりませんが、今後、みらいとうぶ区民のコミュニティ意識の高まりとともに、地域活動の活性化が図られ、町に対して施設整備の要望があった場合は、石川県コミュニティ施設補助金や志賀町集会所施設整備事業費補助金などの助成制度がありますので、活用していただきたいと考えております。

町会である区については、地域に住む人々が、親睦と相互扶助による「明るく住みよいまちづくり」を目的とした、住民自身による自治組織であり自主的に運営されていくものと考えております。

今後とも、自ら住む地域を自ら守るという意識向上に向けて、行政としても働きかけていきたいと考えております。

以上、福田議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 福田晃悦君。

福田晃悦議員 はい。

再質問ではありませんが、コミュニティ施設についてですけれども、現在文化ホールや集会所を使っているということですけど、文化ホールだと飲食関係の何かするとなれば制限がしますし、やはり他の集会所使うってなるとやっぱり人のものなので非常に気を使うし、片付けの面とかも、非常に気を使うと思われま

すので、こちらの答弁のほうで、要望があれば、高まれば、その制度を活用してもらいたいというふうに書いてあるんですけども、できれば町が主体となって、予算面のこともあろうとは思うんですけども、あれだけの規模となってきましたので、地面がどこになるのかと検討しなきゃいけないと思うんですけども、できればやっぱり、しっかりとしたみらいとうぶの、地区にあるような大きいやつでなくても作っていただければ、みらいとうぶの住民もいろいろな集ま

る場があればいろんな情報交換もあって、いろんな部分に、防災に関しても、子どもがひとりおらんがなったりを捜さんならんとか、そういう面に関しても、非常に生きてくるのではないかと思いますので、ぜひ早い段階でまた整備して頂ければと思います。はい。

以上で、わたしの質問を終わります。

南正紀議長 13番 林一夫君。

林一夫議員 議長。

「検温もマスクも忘る春近し」、「検温もマスクも忘る春近し」

毎日早朝から、土田盆地の田んぼで餌をついばんでいたコハクチョウの群れもいつの間にかその姿を見せなくなりました。北の国に帰ったものと思います。本格的な春の到来も間近であります。

それでは、質問に入ります。

1点目は有機農業の推進についてであります。誰にとっても、心身の健全性を保ち続けることは、一生を通して、大切な事であります。特に、永い将来のある、今現在の子ども達に、正しい食習慣を身に付けさせることや、身体に悪影響のない食事を摂らせる事は非常に大切なことと考えます。

農林水産省の資料からの抜粋です。「食育」とは、「食に関する知識や、食を選択する力を習得することであり、知育・徳育・体育の基礎であり、生きる上での基本である」と定義して、今後、各種取り組みを展開するとしています。

「食の安全」の観点から、無農薬・減農薬、化学肥料の不使用や減量化等の取り組みや、遺伝子組み換えではない野菜・穀物類の利用促進等も、全国的に広まってきており、特に、子育て世代の保護者からの関心も高まっています。

この所謂、有機農業、別の表現では、オーガニック農業とも言いますが、無機質肥料を使わず、植物性由来、動物性由来の有機物肥料で、栽培、育てられた作物の小中学校や幼稚園、保育園等の未就学児施設での給食提供が増えつつあります。石川県内での事例も報道されています。

その給食提供の拡大理由は、冒頭の説明に尽きますが、保護者等が有機農業の優位性に魅力を感じ、その利用を期待するからであります。SDGs 持続可能な社会づくりを目指す活動も地球規模で展開されつつあり、その一環でもある「食に関わる健康志向、循環型社会構築」の取り組みも注目されています。

その様な社会背景もあり、私ども志賀町議会でも、本年1月19日、20日にわたり、これらに関する先進地である千葉県いすみ市を視察してまいりました。

その内容等も紹介しながら、質問を行います。

千葉県いすみ市は、房総半島の太平洋に面した人口約3万6,000人、面積は約157平方キロメートルの自治体であり、志賀町との比較では、人口は約2倍、面積は約64パーセントとなっています。この、いすみ市が全国的にも有名となったのは、有機農産物の学校給食での利用が顕著であるからです。

今から10年ほど前の2012年に、市長の太田洋氏が「自然と共生する里づくりを目指す」と宣言し、自然環境と経済を両立させる有機農業への取り組みを開始しています。

当時は、米を耕作する有機農業者はゼロであったが、2015年度では学校給食用として約4トン、2年後の2017年度には学校給食で必要とされる全量の42トンの有機米供給が達成されています。2021年度では、その他の需要先への提供販売分も含めて、約110トンの有機米が生産されているとの事であります。

学校給食における成果としては、給食時のごはんの残量が年々減少し、2017年度には、約18パーセントであった残量割合が、2020年度には、10パーセントに低減された様であります。同時に、副食、おかずのことですが、その副食を含む給食全体の残量も同じような傾向を辿っている、とのことであります。

美味しいから食も進む、と言う事だと思います。つまり食味の違和感もなく、体にも優しいと言う事です。これは子どもだからではなく、すべての人間や生物に共通の命を守る本能であろうと考えます。

いすみ市では、米以外にも、有機野菜の栽培が進められており、2021年度では、玉ねぎ、長ねぎ、大根、ニンジン、キャベツ、ジャガイモ、等々も生産されていて、収穫量も年を追って増えており、学校給食にも大いに利用されている様であります。今後更に、保育園への提供も検討中との事であります。

その他、有機栽培推進の取り組みの成果として、いすみ市のイメージアップと認知度向上、移住者の増加、農産物のブランド化、農業所得の向上、新規就農希望者の増加等々の紹介もありました。

千葉県では、いすみ市や木更津市でも有機栽培が行われていますが、いずれも、生産者が安心して有機栽培に取り組むことが出来るような生産体制や所得保障の

仕組みが、行政が関わりながら構築されていることが特徴となっています。

世界的にも、この有機農業への取り組みが拡大しており、イタリア、フランス、スペインなどのヨーロッパ諸国や韓国でも法制化されるなど、国を挙げての取組となっています。近年、日本でも、全国各地で動き出しています。

現在、全都道府県の約半数が、何らかの形で、既に、この有機農法に着手しており、石川県内でも羽咋市や野々市市での取り組み事例が報道されています。

今後、農水省でも「みどりの食料システム戦略」と銘打って、2050年度迄の取り組み目標の設定が為されております。その具体的な目標は、有機農業の取り組み耕地面積を今の約40倍にすること、化学農薬の使用量を50パーセント低減すること、化学肥料の使用量を30パーセント削減することとしております。因みに、世界の有機農業への取組状況は、主にEU諸国で積極的に展開されております。全世界での耕地面積では、ここ20年間で6.8倍になっています。また、耕地面積割合では、イタリアでは16パーセントであります、日本は0.6パーセントの現状であります。EU諸国に比べて、大変に低い状況にあります。また、農薬使用量での比較では、1ヘクタール当たりの使用量は、台湾が13.4キログラム、日本が11.9キログラム、韓国が10.4キログラム、比べて、イギリスやアメリカでは、2.5キログラムとなっています。つまり、日本の農薬使用量は、イギリス、アメリカの約5倍という事となります。

時はあたかも、トキの放鳥に向けての取組が能登半島全体で展開されようとしています。自然環境の保全も進められようとしています。今後更に、食物連鎖や生態系の正常な環境の回復・維持が求められてきます。志賀町でも、一部の指定地域、一部の関係者のみの取組とはせずに、町内の広い地域や関係者での有機農業の推進活動が求められていくと思います。この様な時代の潮流や地球規模での社会的要請を受けて、当町でも、地産地消の観点からも、自治体やJA、農業従事者、新規就農希望者、環境保全関係者、調理品の提供事業者等が幅広い連携をとりながら、食の安全と経済性、同時に環境の保全を図り、循環型で持続性ある地域づくりに当たるべきであります。

そこで、有機農業の優位性が顕在化してきている現在、小泉町長の認識と将来展望を示して下さい。

同時に、役場内の各担当部署における有機農業の推奨についての取り組み状況

を示して頂きたいと思います。

農林水産課には、有機農業についての取り組み状況と将来展望、トキ放鳥に向けての取り組みと環境保全計画を、学校教育課には、学校給食や保育園給食における有機栽培作物の導入に向けての取り組み姿勢を示して頂きたいと思います。

その他有機農業に関して、取り組みがあればお示しをお願いしたいと思います。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

林議員の有機農業の推進についてのご質問のうち、有機栽培の米や野菜の学校給食、保育園給食への利用についてお答えをいたします。

本町の学校給食共同調理場では、1日約1,300食を調理しており、学校給食衛生管理基準に基づく食材の管理など、安心安全な学校給食の提供に努めております。

有機栽培の米や野菜においては、肥料や農薬を用いない農法であることから環境には配慮されておりますが、一方、作物の安定供給、品質の確保が難しいものと聞いております。

また、納入価格が通常の農産物より割高であり、給食食材費を圧迫する恐れもあります。

このため、今後、町内での有機農業の拡大により、安定供給や品質確保などの体制を整えば、利用を検討したいと考えております。

なお、利用にあたっては、まずは給食ウイークなどの一時的な利用が望ましいと考えており、JA志賀や関係事業者のご意見も参考にしながら検討したいと思います。

また、保育園給食につきましても、同様な方針であると聞いております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、担当課長から答弁いたしますので、宜しくお願いします。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

林議員の有機農業の推進についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、有機農業の優位性の顕在化への認識についてのご質問についてです

が、有機農業は、国内において取組面積や有機食品の売上がともに拡大しております。しかしながら、耕地面積に対する有機農業の取組面積は、2020年で2万5,200ヘクタール、割合は0.6パーセントとヨーロッパの先進国と比較しても面積、割合ともに少ない状況にあります。

また、国内の有機JASを取得している農家戸数については、2020年度で、3,790戸となっており、経年的に増減はありますが、近年は3,800戸前後で横ばいの状況にあります。

国では、有機農業の推進に関する基本的な方針として、国内外の有機食品の需要拡大を見通し、2030年の目標を取組面積で6万3,000ヘクタール、農業者数で3万6,000人と設定しており、さらに2040年には次世代の有機農業の技術を確立し、2050年までには全国の取組面積の割合を25パーセント、面積で100万ヘクタールに拡大することを目標に掲げております。

この実現に向けて、現在、みどりの食料システム戦略推進対策などにより、モデル的先進地区の創出や人材育成、有機農産物の販路拡大等、予算を確保し、事業を推進していますので、有機農業の優位性については、議員ご指摘のとおり、顕在化しており、今後、益々拡大していくものと考えております。

次に、農業従事者や新規就農希望者等への有機農業の奨励と町の方針と現状についてですが、本町では、国の環境保全型農業直接支払交付金制度を活用し、有機農業に取り組む生産者への支援を推進してきました。

しかしながら、過去に有機農業に取り組んでいた地域では、ほ場整備により担い手に農地集積が行われ、ヘリ防除や大型機械導入による大規模経営に移行したこと、また農業者の高齢化により人手が足りないことや栽培管理に手間がかかることなどの理由により、現在、取り組んでいる生産者は、いない状況にあります。

新規就農者については、有機農業の就農計画を立て、平成24年に2名で合同会社を設立し、町からの青年就農給付金の支援を受けて農業を開始した方がいましたが、収量が少なく収益が上がらなかったことから、5年間の給付が終了した後、廃業いたしました。

有機農業の普及拡大には、国が2040年までに農業者の多くが取り組むことができる次世代の有機農業の技術の確立を目標として掲げていることから、本町では、国の有機農業の技術の確立状況を注視し、トキの放鳥受入に向けた気運の醸成を

図りながら、県、JAとも連携して、普及・啓発を推奨していきたいと考えております。

次にトキの放鳥に向けての取り組みと有機農業の推進、環境保全計画についてのご質問についてですが、提案理由で町長が申し上げたとおり、本町では、コウノトリが営巣した近隣の尊保区に、トキの放鳥受入に向けたモデル地区となることを快諾していただきました。

モデル地区では、令和4年度中に魚道・ビオトープの設置などの取組を実施し、令和5年度には約4ヘクタールの実証区を設け、化学肥料や化学合成農薬を従来よりも5割以上低減した水稻の作付を実施する計画としております。

同地区では過去に水稻で有機農業に取り組んでいた農業者がいましたが、高齢化により労力を要する有機農業を継続することが困難となり、従来の栽培に移行しています。

有機農業は、農業者にとって容易なことではなく、人手や手間、収量が少ないなど大きな負担とリスクが生じることになりますが、一方で、農産物の付加価値の拡大や環境負荷の低減が図られ、トキ放鳥受入に必要な環境保全にも繋がることとなります。

能登地域トキ放鳥受入推進協議会では、モデル地区での取り組みを踏まえ、放鳥に向けた方針が検討されることとなっていますので、ご指摘の有機農業の推進や環境保全計画については、協議会での検討状況を踏まえ、国や県、各種団体等と連携しながら、慎重に協議・検討を行っていききたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 林一夫君。

林一夫議員 はい。

答弁ありがとうございます。

いろいろと制約条件等のお話もあったわけですが、一朝一夕で事が成し得るとは誰が考えてもそう思うんだろうというふうに思うんですけども、だからあえて行政が支援すべきだろうということを申し上げたいと思います。世界の潮流はそういう方向に間違いなく動いているというふうに思いますので、その時になって慌てるのではなくて、今から少しずつでも取組をやりながら経験を積んでいければなというふうに思いますので、今後また取組をお願いしたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

ヤングケアラー。この耳慣れない言葉、最近新聞等でも目にすることが多くなってきました。年齢に見合った手伝いの範囲を超えて、本来は大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っている18歳未満の子どものことです。

病気や障がいがある家族の介護・介助、通院の付き添い、幼い兄弟の世話、感情面での寄り添い、家計を支えるためのアルバイトや金銭管理など、負担は多岐にわたっている様であります。学業や友人関係に支障が出たり、健康状態に影響したりすることが懸念されています。自身の人生に大きな影響を及ぼす可能性もあります。

1年ほど前の厚生労働省の調査では、小学校6年生の6.5パーセントが世話をする家族がいると回答し、大学3年生では、過去の経験も含めれば、10パーセントを超えるとされています。状況を他人に知られたくない、との思いも働き、実態は更に多くのヤングケアラーが存在している可能性があります。早期の発見と適切な支援に向けた体制作りが必要ではないでしょうか。学校や福祉現場などが連携して支援に繋げる必要性が高まっていると思います。

将来の日本にとって、人口減少、とりわけ、少子化解消は国を挙げての課題となっています。加えて、このヤングケアラーの負担軽減はSDGsの観点からも、国民総意に基づく社会活動にしなければならないと感じています。

新聞報道では、昨年8月24日に県教育委員会がヤングケアラーに関する初めての講座を開催し、県内公立学校の教員350人が参加して支援などを学んだとされています。

また、石川県議会でも、9月定例会において、藤井義弘県議の質問への答弁で馳知事は、昨年6月に、県内の小中高生、約3万人を対象とした調査を実施したとしています。当然、本町でも調査に参加したものと思います。約半年が経過していますが、本町にも、その結果も届いている事と思います。

また、県では、実態調査に基づいて、昨年10月以降、福祉職員や民生委員らにも研修を行うとされています。

本年4月1日には、「子ども家庭庁」が発足し、国でも「子どもまん中社会」を標榜しています。多くの自治体においても、条例等の整備が進み、高崎市や神戸市等では、ヘルパー派遣や学習支援が実施される等、子どもを対象とした支援

施策が活発になっている様であります。

志賀町でも、県の条例制定を待つのみでなく、優しさや支え合いの精神が溢れる、志賀町独自の条例制定を行っても良いのではないのでしょうか。そんな思いがいたします。

志賀町の大きな特長・魅力ともなり、内外からの関心が持たれて、移住・定住の増加となり、地域の活性化にも繋がる可能性を秘めていると感じています。

志賀町における実態把握と今後の対応策をお尋ねいたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

林議員のヤングケアラーの実態と対応策についてのご質問にお答えをいたします。

家族が病気であるなどの事情から、通常は大人が担うべき介護や家事を未成年者が行っているヤングケアラーは、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうなどの課題があり、家庭内でのデリケートな問題であることから、本人や家族に問題の自覚のないケースも多く、支援が必要であっても、なかなか表面に出にくい状況であります。

本町の実態については、現在ヤングケアラーと思われる小・中・高生を6名把握しており、この方々については、金沢地方法務局七尾支局、羽咋警察署、児童相談所、能登中部保健福祉センター、羽咋郡市医師会、志賀町校長会、民生・児童委員協議会等で構成をしている志賀町要保護児童対策地域協議会でケース別に職員や保健師等が、家庭訪問や面談等を実施して支援をしております。

また、疑わしい情報や相談があれば、直ちに、実態調査をしてどのような支援が良いのか個別ケース検討会等を実施し、包括的な支援に努めています。

本町の小中学校については、教育委員会では、身なり、持ち物、提出物の遅れ、欠席・遅刻等の状況など、学校での普段の様子からヤングケアラーの可能性のある児童生徒の把握に努めており、現在、1名を確認しております。

この児童生徒については、関係機関と協力して家庭訪問や声掛け、カウンセラー等による相談などを行っております。

また、先ほど林議員の質問の中にもありました、本年度初めて開催された石川県教育委員会主催のヤングケアラー講座に各学校の代表者が参加をしております、他

の職員に周知するなど、ヤングケアラーについての理解を深めております。

今後、さまざまな分野が連携し、積極的に対象者に必要な支援や情報を届けるなどの心の通った支援が重要と考え、志賀町要保護児童対策地域協議会のメンバーを中心に、配慮が行き届いた施策を検討していきたいと考えております。

以上、林議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 林一夫君。

林一夫議員 はい。答弁ありがとうございます。

人数の把握としてはですね、実態はもっと多いのではないかなという気もするんです。これ全国的な数字からの推測ですけれども、今ここに答弁の中で各行政機関等がいろいろとピックアップされていますけれども、要は担任の先生方がひとつ、そういうふうに見かけられる子どもをしっかりと見てあげる、サポートしてあげる、それが一番大事なことかなというふうに思いますので、また学校現場において、ご苦労でしょうけれども、細かな配慮を今後続けていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

南正紀議長 ここで、場内換気のため、暫時休憩します。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時15分 再開)

南正紀議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、都合により、議事進行を副議長と交代します。

福田晃悦副議長 それでは、発言を許します。

南正紀議員 副議長。

福田晃悦副議長 5番 南正紀君。

南正紀議員 5番 南正紀です。今回は2点について質問をさせていただきます。

最初に堀松「緑ヶ丘地区」再開発についてお聞きをいたします。

移住定住の促進の強化を目指した、西山台ニュータウンの分譲に続き、宅地分譲を行った「みらいとうぶ」も大変好評であり、移住者の受け入れはもとより、町外への人口流出の歯止めにも大きな効果をもたらしました。当該開発地域につきましては近隣に、志賀小学校、ショッピングゾーンがあることに加え、ドラックストアが相次いで出店、すばる幼稚園も移転してきたことで、住民の利便性が一

気に高まることとなりました。更には、役場や金融機関、診療所なども徒歩圏内にあり、あたかもコンパクトシティと化したかのようであります。

令和5年度には、追加造成したDブロックの販売が開始され、同地区での更なる賑わいが創出されることで、民間による宅地開発、新規出店なども期待される場所です。この際、コンパクトシティに準ずる開発を検討することも一案かもしれません。過疎化が著しく限界集落となり、行政区としての機能維持が困難となり、インフラの維持に高額なコストがかかる地域の人々に、中心部に移住していただくような計画であります。

コンパクトシティとは都市の中心部に住宅や商業施設、公共施設など都市機能を集約し、人々の生活水準の向上や経済の活性化を目的とするものであります。

ところが、一部でも移住を拒否して郊外に住み続けるという住民がいた場合は、郊外までの社会インフラや公共交通機関を維持するコストがかかり続けることから実施はできません。そもそも、郊外に住んでいながら必要な医療ケアや生活に必要な買い物などへのアクセスが難しい医療難民や生活難民の多くは高齢者であり、免許証返納などで自動車による移動が困難な高齢者こそが移住の対象となります。しかし、こうした方々には、特に住み慣れた土地を離れて住居を移転することに大きな抵抗があると考えられます。

また、若者の流出が著しい地方においては、高齢者の自治体における選挙に対する影響力が大きいため高齢者が現在の生活環境の変化に反対すると、コンパクトシティへの推進は困難となります。そうした人々と、どのように折り合いをつけるかが推進に対する重要な要素となります。

次に、自治体がコンパクトシティを目指す動機の一つが行政コストの削減であります。先に述べた、遠隔地までのインフラ維持コストの削減等を目指すことであります。隣県富山市がコンパクトシティに梶を切ったことも、その理由が大きかったそうであります。

この構想には、あらゆる機能を中心部に移設する必要があるため、その費用があまりにも高額となり着手がためらわれますが、本町におきましては、多くの機能がすでに「みらいとうぶ」周辺に集中しており、遠隔地域の人々が各種の不便さを解消するため中心部への移転を求めている場合は、行政との利害関係が一致しスムーズに推進ができるかもしれません。住民ニーズを調査し導入することを

ご一考されてはいかがでしょうか。

さて、多くの人口、機能が中核に集中する首都圏や関西圏の大都市周辺には多くの衛星都市が存在します。それらは、地勢や経済構造の結果として、天然発生的に形成される場合と、行政等の都市計画において、人為的に形成される場合があります。後者の場合は、中核都市の過密や一極集中解消のため、ある程度まとまった人口や都市機能がまとまり都市化されたものであります。

今回、私が提案したコンパクトシティに準ずる開発は、一極集中を目指すものではなく、遠隔地にお住まいの方々と行政の考えが一致できたときに推進するものであり、推進ありきではありません。よって、中心部近郊の地域の機能維持、活性化が不可欠となります。

そこでお尋ねをいたします。現在、堀松校下緑ヶ丘地区の町営堀松住宅では、政策空き家として入居停止状態にあります。これらの住宅は老朽化が進み、補修・維持管理にも多額の費用が必要となっていると考えます。将来的には取り壊しをせざるを得ないと思いますが、現在お住まいの方々の住居確保が最優先となります。いずれ解体する住宅に費用を投入するのであれば、新たな受け皿となる新住宅を建設運営し、現在の入居者を受け入れ、既存の老朽住宅は解体し、跡地を定住促進住宅地として再開発をできないでしょうか。

緑ヶ丘地区は、七尾方面、輪島方面、高浜・羽咋方面へ分岐する地点であり、のと里山海道西山インターチェンジへのアクセスも良い交通の要衝であります。旧志賀中学校跡地への企業誘致などと合わせての再開発は、当該地区の活性化に大きな効果をもたらすと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

福田晃悦副議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

南正紀議員の堀松「緑ヶ丘地区」の再開発についてのご質問にお答えをいたします。

町営堀松住宅については、昭和48年度から49年度にかけて、6棟20戸を整備しましたが、既に建設から49年が経過しており、老朽化が著しく、現在、新規の入居募集を停止し、政策空き家の取扱としております。

退去により空き家となった建物については、令和2年度に1棟取壊しを行い、現在、5棟17戸が残っております。

入居者に対し、随時、別の公営住宅などへの転居をお願いしているところではありますが、現状より高額な家賃、転出費用等の問題などから、なかなか進まない状況であります。

老朽化により将来的には全ての建物を解体する予定ではありますが、長屋形式であるため、一棟毎に全員が退去するまでは解体できず、また、入居者には50から60歳代の方が多く、解体に至るまでには、まだまだ時間が必要であり、その間は修繕等により適切に管理していきたいと考えております。

このような状況であることから、定住促進住宅地整備については、みらいとうぶの造成を順次計画しており、議員ご質問の堀松住宅の解体後の跡地利用については、今のところ考えておりません。

なお、旧志賀中学校跡地の利活用については、企業誘致に限らず、幅広く検討していきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦副議長 南正紀君。

南正紀議員 副議長。

現在のところ計画はないということではありますが、いわゆる2040年問題、消滅行政都市に当町も含まれているわけでありまして、またそれに準じてですが、町の推計よりも人口の減少が早く進んでいるという現状があります。この流れを止めるためには、考え方を抜本的に考え直す必要があると思いますので、また画期的な行政運営について、こちらからも提案させていただきますので、またご協力をお願いしたいと思います。

それでは続いて、志賀町観光協会への支援についてお聞きいたします。

観光業は、旅行業、交通産業、宿泊業、飲食産業、アミューズメント産業、土産品産業、旅行関連産業等幅広い分野を包含した産業であり、我が国経済に非常に大きい影響を与えています。また、地域レベルで見ても、観光業は、地域外との対流・交流を生むとともに、地域外から利益を得て地域経済を支える産業として重要であるといえます。このため、観光業については、我が国及び地域にとっての存続基盤であるとも言えます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、新しい生活様式への転換や国際的な往来が制限されたことで、観光客数の減少など大きな影響を受け

てきました。感染の波が収束に向かうと規制が緩和され、観光需要の増加が見込まれるも、また次の波が来る、の繰り返しで、観光産業は大きく疲弊しました。

しかしながら、第7波では特別な行動制限が実施されなかったことから、それ以前の感染拡大時のようには国内旅行者数が落ち込まなかったこともあり、足もとでは全国旅行支援の実施を受けて2022年9月の国内旅行者数の2019年比はマイナス22.8パーセントまで回復しているそうであります。2023年も全国旅行支援が延長されていることから、今後も国内旅行者数は回復していくことが見込まれております。

さて、私はこれまで富来地域の賑わい創出について、何度か一般質問をいたしました。富来地域の小中学校の存続に山村留学を導入したり、今般整備が決まりました、渤海周辺でのスポーツ施設でのスポーツ大会誘致、スポーツ留学の実施等に合わせる形で、観光誘客に力を入れてほしいと考えております。

そのようななか、本年2月14・15日の両日、志賀町観光協会の一行が福井県坂井市へ視察に訪れたそうであります。

坂井市では、夢のある将来を見据えた観光振興の拠り所となる「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」を策定し、県との連携を強化しました。

その計画は、国の「観光立国推進基本計画」や福井県の「福井県観光新戦略」等を踏まえ、上位計画である「坂井市総合計画」及び「坂井市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく観光分野の個別計画として位置づけ観光誘客に注力したものであります。

その後、近年では情報収集に人流統計サービス「全国うごき統計」を使用しておりますが、これはソフトバンクの携帯電話基地局のデータをもとに数千万台の端末位置情報に都市計画や交通計画の社会インフラに関するノウハウを加えて形成された人流データであります。人の動きがどこに集中するか、目的地はどこか、その移動経路・移動手段は、等の正確なデータが得られ、観光ニーズの把握に一役買っているそうであります。本町においても、このような先進的な取り組みができないでしょうか。

また、観光来訪者の情報収集手段はスマートフォンやパソコンが圧倒的に多く、来訪者の利便性向上に向けて、Wi-Fiスポットの更なる増強が望まれます。加えて、これらの機器を利用する層は、来訪地の魅力的な景観、興味深い文化・伝統

芸能、おいしい食などの情報をSNSを通じてリアルタイムでアップをします。こうした行為は、本町の魅力を発信する無料の広告効果となり、投資効果が十分得られると考えます。

志賀町観光協会におきましては、桜貝に特化した取り組みや情報発信を模索する等、鋭意工夫を凝らしてはいるものの、運営にはいろいろと苦慮していると聞きます。是非とも、更なるご支援をいただきたいと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

福田晃悦副議長 福田商工観光課長。

福田秀勝商工観光課長 はい、議長。

南正紀議員の志賀町観光協会への支援についてのご質問にお答えいたします。

本町の志賀町観光協会は、昨年3月28日に観光地域づくり法人DMOに本登録となり、地域への誇りと愛着を醸成する観光地経営の視点に立った地域づくりの舵取り役として、地域活性化起業人のノウハウや知見を活用し、地域の稼ぐ力を備えた協会を目指し活動をしているところであります。

先月、同協会が視察した福井県坂井市には、平成31年4月から5年間の基本コンセプトやさまざまな施策を掲げた「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」が策定されております。計画策定時点では、3つの観光団体が存在しましたが、その後、統合し、一般社団法人DMOさかい観光局として令和2年3月18日に設立されており、本年10月に本登録を目指しております。

坂井市においては、入込客数等の調査は聞き取りにより実施しておりましたが、費用はかかるものの既存の調査と誤差が少なく効率的なビックデータを令和3年度から活用し、観光客の動向などの分析を行い、対象を絞り込むための参考に行っているということでもあります。

本町でも、各施設等への入込調査照会や満足度調査などを行い、回答を得ておりますが、最近では、公共データを誰もが利用しやすい形でアクセスできるようにした取組が進んでいることから、まずは、国が提供している地域経済分析システム・リーサスを活用し、情報収集をして参りたいと思います。

さらに国では、自治体DX推進計画の中でオープンデータの活用を進めており、これを受けて石川県においては、官民が連携して活用できる広域データ連携基盤を令和5年度より整備することから、その活用を見据えて新たな来訪者の取込み

施策や地域経済循環の分析を検討していきたいと思います。

志賀町観光協会のDMO化については、稼ぐ力を引き出し、自主・自立することを設立の目的としており、これまでも人件費を始め観光施設への光ケーブル、アクティビティの整備などさまざまな支援に努めてきており、今後もさらに、地域活性化起業人と派遣元の日本旅行などと連携・連絡を密に行い、観光客が求める観光地域、嗜好や動向を把握し、SNSの発信のしやすい環境整備など、同協会を支援しつつ施策を講じていきたいと考えております。

以上、南正紀議員のご質問に対する答弁といたします。

福田晃悦副議長 南正紀君。

南正紀議員 副議長。

小泉町長は能登ナンバーワンのまちづくりの中で、交流人口の拡大ということを中心課題として捉えていると思います。国や県のシステムを活用してということももちろん必要だとは思いますが、ぜひとも町独自の支援をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

福田晃悦副議長 議長と交代します。

南正紀議長 引き続き、発言を許します。

7番 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

おはようございます。私のほうからも通告に従い質問をしていきます。

最初の質問でありますけども、先ほど林議員が述べられた質問とほぼ重なりますけども、私の主張も含めまして、質問していきたいと思います。

最初に、学校給食へ有機米・有機野菜を順次供給すべきではなかという質問があります。その背景といたしまして、21年制定の国の「みどりの食料戦略」があげられます。これまでは「農薬の使い方を間違えなければ安全だ」と農林水産省が指導し、自治体もJAもそれに従ってきたわけですが、この方針を180度転換し、有機農業を現在の0.6パーセントから、50年には25パーセント100万ヘクタールに拡大するというものです。

石川県ではトキの放鳥受け入れモデル地区に、農薬や化学肥料の5割減、畦畔には使用禁止を求めています。また、トキの餌場として700ヘクタールを設定していること、モデル地区を全体でも約60ヘクタール、さらに順次ほかの地域にも

拡大することを見込んでいます。

農薬や化学肥料を大量に散布する慣行栽培は持続可能でないと世界中が認めていること、EUやアジア諸国でも有機栽培の耕地面積が急速に拡大している現実があります。

学校給食への有機栽培の食材提供は、海外でも急速に拡大し、それがまた有機農業の拡大につながってきている現実があります。

以上を勘案しますと、今回のトキ放鳥受け入れモデル地区設定の機会をとらえ、全町的に取り組める地区より、順次有機栽培・環境保全型農法に転換を図るべきではないかと思えます。

さらに昨年開催されたオーガニック給食を求める集会には5,000名に及ぶ参加者があったと日本農業新聞でも報道されています。学校給食への有機栽培食材提供が一つのキーワードになっているとも言われています。子ども達に安全・安心な食材を提供することについては、どこからも異論がでることはないはずです。

1月に視察した千葉県いすみ市では、有機栽培農家がゼロから5年間の取組で23戸の農家が参加し、学校給食にも100パーセント供給できる体制が作られたという報告がありました。

新聞でも有機栽培の拡大には自治体の買取や財政支援が求められる旨の記事がありますし、いすみ市においても財政支援を講じています。

有機栽培・環境保全型の栽培への転換と、学校給食への導入について、町長並びに教育長の考えをお聞きします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

堂下議員の有機栽培・環境保全型の栽培への転換と、学校給食への導入についてのご質問のうち、有機米・有機野菜の学校給食への導入について、お答えいたします。

林議員のご質問にもお答えいたしました。有機米や有機野菜は、より安全・安心な食材として注目をされております。

しかしながら、現段階では、学校給食における必要食材数量を揃えることが困難であると聞いております。

今後、町内での有機農業の拡大により、農産物の安定供給や品質の確保などの

体制を整えば、導入を検討したいと考えております。

また、有機農産物は、通常の農産物よりも割高であり、給食食材費を圧迫する恐れもあることから、利用にあたっては、まずは給食ウィークなどの一時的な利用が望ましいと考えておりますが、JA志賀や関係事業者のご意見も参考にしながら検討をしてみたいと考えています。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたしますので、宜しくお願いいたします。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

堂下議員の有機栽培・環境保全型の栽培への転換と、学校給食への導入についてのご質問のうち、有機栽培・環境保全型の栽培への転換についてお答えをいたします。

有機栽培・環境保全型の栽培への転換についてですが、本町では、昨年12月から尊保区と協議のうえ、志賀町のトキ放鳥推進モデル地区として同区を選定し、県や他市町と協議・調整を図りながらトキの生息環境整備事業をスタートしました。

このモデル地区での受け入れの際に一番問題となった内容が、今回のご質問にもある環境保全型農法、5割低減での水稻栽培でした。

整備された大規模なほ場で、大型機械の導入、作業の自動化などでコスト削減に加え、高齢者でも作業が可能である従来の栽培方法から、大幅な時間と労力をかけて行う5割低減栽培への移行では、収量が減る問題だけではなく、負担が大きすぎるとの課題もあり、農家の意向から5割低減栽培の水田面積は、令和5年度に向けて約3ヘクタールの取組となりました。

このように、農家の負担とリスクが大きい状態で環境保全型農法へと転換を勧めることは、大変難しく、また、無農薬・化学肥料不使用である有機栽培については、更に課題が多いため、まずは、モデル地区で始まった5割低減栽培をサポートし、他の地区でその取組面積を徐々に増やしていけるよう、ブランド化や販路開拓をはじめ、販路が定着するまでの取組への支援など、国や県、関係団体とも連携しながら、取り組んでいく必要があると考えています。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

再質問をいたします。

先ほどみどりの食糧戦略のといいましたけれども、その中にオーガニックビレッジという事業で有機給食の支援を打ち出していますので、これから全国の市町村での有機給食の試みが拡大されていくと思います。先ほどから林議員の答弁もありましたけれども、どう考えても前向きの答弁じゃなく、ちょっとこう、後退したような答弁しか聞こえませんが、私の気のせいかもしれませんが、いわゆるなぜ、できないことは永久にできないと思います。

例えば学校給食にしましても、先ほど食材を揃えるのが困難、体制を整えるのが、これは体制が整うまで待っていたらいつになつたってできないと思います。ですから何年計画なり、先ほどいすみ市の例も話しましたがけれども、5年計画、最終的に5年で達成できたと。初めての経験じゃなくて全国的に取り組んでいる、失敗もありますけども、それの中での我が町での政策になりますので、何年間かのスパンで計画を立て、その中で取り組んでいくっていう話ならわかりますけれども、できないことを並べるんじゃないで、こういう形で、方面で、どうかっていう話をしてもらったほうが、じゃあみんなでやってみようかって話にもなるかと思しますので、再度答弁をお願いいたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい。

堂下議員の再質問にお答えいたします。

計画を立ててやっつけていけばどうかということでもありますけれども、まずは私も、先ほど教育長言いましたけれども、給食ウィークなどを利用してですね、一時的にやってみて、それからだんだん広げていきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上で再質問の答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

なぜ有機食材の有機給食が全国的に展開されていくかといいますと、ひとつに

は、背景としては子どものアレルギー問題とか発達障害、食材の当然安全性もありますし、食品ロスの問題も先ほど林議員の話でもありました。そういう形で子どもの健康にとってやっぱり何が大事かと、少々のお金に代えられないものである、それはやっぱり、ゆくゆくは医療として跳ね返ってくる可能性もありますので、これはきちっとロードマップを作り、確定し、その中で順次供給体制を作っていくっていうのは、今後やはり町として取り組むべき問題かと思います。

しかも全体的に、全世界的に有機農業のなっていくと、市場においてですね、志賀町産はまだ慣行栽培かと。そうなると下手すると市場では取引されない可能性がでてきます。なぜかといいますと、私の経験から言っても、実は熊本県にいたとき、たまたま毎朝のように市場へ行く仕事がありました。ですから、市場っていうのは一番いいものから競っていくわけですね。最終的にまだ市場で信用されていない人の生産物が競りをされるわけですから、もう桁が違う、金額が全く違う状況に陥らないためにもやっぱり全国的にそういった、あるいは全世界的に有機栽培が、取り組みが進んでいく、展開されていくわけですから、志賀町も遅れをとらないっていうことで繰り返し述べたいと思っています。

それでは次に移っていきます。

今年も2月初旬に稗造地区でコウノトリの飛来が確認されています。私も3月4日、5日と県道沿いの稗造地内で2羽が餌を啄んでいるところを見ました。昨日も民家の庭先にいるところを目撃しています。

町としてはどのような体制で、コウノトリ対策に今後臨むつもりかを聞くものです。

餌場の拡大や農薬、化学肥料の低減措置は、昨年飛来した地区も含めれば行動範囲は結構広く、トキに準じた取り組みが求められると思いますが、どのように考えているのでしょうか。

南正紀議長 大谷農林水産課長。

大谷清樹農林水産課長 はい、議長。

堂下健一議員のコウノトリ飛来の対応についてのご質問にお答えいたします。

トキやコウノトリについては、どちらも絶滅が危惧される希少鳥類であり、国の特別天然記念物に指定されております。両種とも大型の肉食水鳥で、河川や水田等を餌場とし、その周辺の林が営巣、休憩、ねぐら等とされており、その行動

パターンや生態、餌場の環境など非常に類似する鳥類に分類されております。

また、能登地域トキ放鳥受入推進協議会では、トキ放鳥受入のモデル地区での取組や生き物調査等の結果を基に、放鳥に向けた方針が検討されることとなっております。

このことから、ご質問のコウノトリの餌場の拡大や農薬・化学肥料の低減措置への対応については、生息環境が似ていることから協議会での検討状況を踏まえ、トキ放鳥に向けた取組と同様に国や県、各種団体等と連携しながら、対応していきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

昨年のお話ですと、コウノトリは稗造の隣の地区まで餌をとりに行っていたという話を聞いています。まあ、目撃した話も聞いておりますので、そういった形で順次計画を練っていかねばならないかもしれません。本当に今年はどういう形になるのか鳥に聞いてみないとわかりませんが、2年、今年も来たということは事実でありますので、今後注意して見ていきたいと思っております。

3番目に、乱立する風力発電建設計画に対して、特別天然記念物トキやコウノトリとの共存はあり得ないと思っておりますので、反対の意思表示をすべきではないかと問うものです。

昨年も、主に稗造地区に建設計画を予定する事業所の事業者の説明会にいくつか参加してきました。会社名が当初の会社より変更されていたり、親会社が変わりどれがどれだったかなといった印象もあります。

1事業所では10数基の計画でも、同じ地域に複数の事業者の計画もあり、実態が掴みにくいといった問題もありましたので、事業所が集まった説明会を開催することや、具体的に、どのような風力の配置となり、どのように景観になるのか、見てわかるようにフォトモンタージュの提出を求めてきていますが、未だになしのつぶてです。

議会主催での研修会にも同じ申し入れをしています。また、運転終了後の撤去についても、その費用の積み立てについて質問した議員もいますが、同じように無回答の状況です。

8月に開催された議会主催の研修会で、講師の京大教授は「住民と向き合わないような事業所は風力発電建設の資格がない」というようなことを述べています。まして、地域の同意を得られていない建設計画は町としても明確に撤退を促す意思表示をすべきです。

能登は冬の雷多発地帯でも有名な個所であり、かつてトキの生息地であった個所もあり、総合的に鑑みれば自ずから結論が出ると思いますが、町長の考えをお聞きします。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい、議長。

堂下議員の風力発電計画についてのご質問にお答えいたします。

まず、国の特別天然記念物トキの放鳥候補地として世界農業遺産に認定されている能登の9市町が選定されましたが、本町では、昨年、コウノトリも営巣している稗造地区の尊保区が、トキ放鳥モデル地区に選定されました。

今後、石川県や能登地域トキ放鳥受入推進協議会の事業として、モデル地区の管理のほか、生息環境調査、営巣候補林の選定を行う予定となっています。

加えて、風力発電や害獣など、佐渡市にない課題も検討されていく予定となっています。

本町及び隣接地域では、稼働中の風力発電22基に加え、さらに、13事業131基もの風力発電事業が計画されており、町内の街並みを一変させるものであり、景観への影響を大変危惧しております。

他県においても、自治体首長は地域の反対する要望書を受け、水源地や自然景観の阻害、災害の観点から反対を表明し、知事に意見を申入れた事例もありますが、自治体首長が法的に規制する権限はありません。

今後、本町においても、地域住民の賛否がある中で、事業者から、風車の規模や設置位置、フォトモンタージュ、環境保全措置などが公表されるものと思いますが、町としては、トキの放鳥を目指す里地に影響がないよう十分に配慮することをはじめ、騒音、水質、風車の影、動植物や生態系への影響、主要な眺望や景観資源のほか、隣接する他の風力発電にかかる累積的な影響や災害防止対策の配慮など、地域住民の意見を踏まえ、しっかりと知事に対して意見を述べていきたいと考えております。

なお、風力発電事業については、国のガイドラインでも示されているように、地域との調和、住民の理解が得られるよう努めなければならないものと認識しております。

今後、事業が進められていくなかで、事業者に対し、丁寧で分かりやすく説明するよう要請していくと共に、何よりも、地域住民の意見を十分にくみ取るよう求めていきたいと考えております。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい、議長。

今答弁頂いた中でも、「街並みを一変させるものなり、景観への影響をたいへん危惧しております」というご答弁がありました。危惧しているだけではこれはもう現実的にはですね、建った場合は危惧どころじゃすみませんから、現実的な被害なり、その見た目の景観ですね、そういったものに対して、やっぱり多くの方がこれはなんだって話になりかねませんので、その前に意思をきちっと表明してください。法的な権限はありませんけど、例えば、宮城県とか山形県、青森県っていうところではやはり首長のみなさんが反対討論までいかななくても、トキなりいろんなコウノトリ、また自然景観の中でいかなものかと言うぐらいのことを言えば、それなりの大きな影響がありますので、町長、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

南正紀議長 小泉町長。

小泉町長 堂下健一議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私自身、能登の里山にですね、風力発電が乱立することは好ましいとは決して思っておりません。しかしながら、先ほど課長のほうから答弁がありましたとおり、知事に意見を述べることはできますけれども、法的に規制をする権限は私にはありません。

しかしですね、今後ですね、やっぱり風力発電を建てるにあたって、トキへの影響、あるいは災害防止対策の配慮など住民の意見をしっかりと聞いて、知事に申入れをしていきたいと考えておりますので、よろしく願います。

以上で答弁を終わります。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

先ほどから法的権限、規制といたしますか、法的なことは私もそれは重々わかっていますので、そういうことは求めています。ただやはり地域なり、声ですね、そういったものをきちっと伝えることは伝え、またその、それは結果的には建つかもしれませんし、計画撤退になるかもしれませんが、いろんな意味で影響があるってことはきちっと県に訴えてほしいと思います。

それとですね、丁寧でわかりやすい説明を地元住民にしなさいっていうことを国も言っているわけですが、残念ながら、今まで来ている事業所はそういったことを全くしておりません。これは確かにコロナっていうこともありましたけれども、それにしたって、やはりいろんな意味で、我々が問いかけたことに対して答えないっていうのはやっぱり本来の姿でないと思いますので、地域の納得得られる形にはなっておりませんので、重々承知をお願いしたいと思います。それでは最後の質問に移ります。

それでは最後の質問に移ります。

今後の原子力発電所政策を考える時に、福島原発事故被災地を数日かけて視察すべきだと思いますが、そのような考えはおありでしょうか、お聞きします。

昨年10月下旬、新型コロナ感染が小康状態だったのと旅割を利用できる機会を利用して、1日間の日程でしたが、富岡町、大熊町、双葉町を中心に視察することができました。

かつて、七尾市中島地区で避難されていた方が、実家のある福島県玉川村、福島空港の近くですが、に帰りましたので、その方の案内で事故前に住んでいた場所や勤務先の双葉病院の隣にある福祉施設を見ることができました。まだ当時の書類が散乱する生々しい現場に、事故当時慌ただしく避難された状況が伺えました。

もちろん視察にあたっては、まだ立ち入りが規制されている個所でもあり、事前に申請をして、簡易な防護服・白装束を身にまとい、放射線探知機を持たされての現場視察となりました。行政の検問を受け、防護服を着ての現地視察は私には初めての経験でした。しかも現場近くまでは、監視員が同行する形となっています。案内された友人は「我が家に行くのに他人に案内されるほど苦痛なことはない」と言っていました。かつて住んでいた職場近くの我が家に行くのになぜと

いった気持ちでしょうか。

監視区域内では、道路は資材運搬等で避難解除がなされていますが、宅地や農地は未だに解除されていない現状がありました。朽ちかけた家屋が未だに解体されずに残っている個所も多く見受けられました。福島県には緊急事態宣言が現在も発令中なことを改めて思い起こしました。

福島原発事故から12年を迎えるわけですが、13回忌に当たるといふ人もいます。この13回忌は7回忌とともに区切りとされ、法要は7回忌や13回忌をもって終了することも多い。13回忌で東日本大震災がどう語られるのか。またこれを境に忘れ去られていくのか、大きな節目かもしれないということです。

確かに10年になる21年2月、3月には新聞・テレビ・雑誌等には多くの特集記事が掲載され、また著書も多く出版されていますが、それ以外の何年目の記事は掲載される記事数が少ないことも事実です。

確かに被害の風化が年ごとに進んでいくことは避けられませんが、現実には福島県内や全国に避難している方が未だに多く、さらにその先、避難先で生活の糧を得ている人が多くいます。故郷への帰還を行政が求めても帰る人が少なく、帰還者が低迷している現実があります。

富岡町での帰還モデル地域のような個所も見てきましたが、自分の身に照らして考えた時、10年以上も経過し、年齢と経済力も考えれば、避難先で人生を終えるかも知れないと考えてしまいます。多くの住民が故郷を追われるようになって、原発事故の被害を現実を受けた福島県です。

特に原発立地自治体の現況を行政からの報告を受けることも需要ですが、実際この目つぶさに見ておくことも今後の原発政策に取り組む際に念頭に置くべきです。事故被災地の現場と、被害者の置かれた環境などを実感することが重要な要素となります。百聞は一見に如かずとも申します。

そこで、福島の特に立地自治体の現地視察をする気持ちはおありでしょうか。町長におききします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉町長 はい、議長。

堂下議員の福島原発事故の被災地視察についてのご質問にお答えをいたします。今月11日で東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故から12年を迎え

ます。

この震災の犠牲者及び、その後の避難生活の中で亡くなられた方々に、あらためて深く哀悼の意を表するとともに、被災者の皆様に心よりお見舞いを申し上げます。被災地が一日も早く復興するため、原因者である事業者は勿論のこと、国が前面に立って行っている除染作業や廃炉作業、道路などのインフラ整備をはじめ、再び安心して生活できるよう医療・福祉・介護施設等の復興が日々どのように進んでいるのか、私も常に関心を寄せているところであります。

さて、議員がお尋ねの福島県の被災地を視察する気持ちはあるかのご質問でありますけれども、過去に全国原子力発電所所在市町村協議会の視察の際に、発電所や立入制限地域等には数回訪れた経緯はありますが、原発立地町の長として、調整ができれば、自分の目で現在の原発被災地の状況を確認してみたいと考えております。

議会の皆様におかれましても、立地町の議員として視察するのも良いのではないかと思います。

以上、堂下議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 堂下健一君。

堂下健一議員 はい。

町長にはぜひ時間を作って、視察してほしいと思います。昨年より今年3月、今月前いっぱいかけまして、帰還困難区域でも何か所か解除されるところありますけれども、実際その帰ってきた人、あるいはまた帰ることができない人含めましても、生の声をぜひ聞く場をもうけてほしいと思います。

以上をもちまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

南正紀議長 ここで暫時休憩します。

(午後0時08分 休憩)

(午後1時10分 再開)

南正紀議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質問に入る前に、議案書の誤植訂正があり、町長からお手元の資料のとおり、訂正をさせていただきたいとの申し出がありました。

志賀町議会の運営に関する基準の第35条では、「会議に提出された議案等の誤植訂正をするときは、正誤表を議員等に配布する」としてありますので、ご了解

をお願いいたします。

それでは、質問に入ります。2番 中谷松助君。

中谷松助議員 はい、議長。

日本共産党の中谷松助です。

私は2023年第1回定例会にあたり、5点について質問をいたします。

まず1点目は、政府の原発回帰大転換を問う、についてであります。

東京電力福島第一原発事故からこの3月で丸12年になります。未だに多くの方々が故郷に戻りたくても戻れないという状況です。そんな中、政府は2月10日、東京電力福島第一原発事故への反省なき原発回帰への大転換、GX、グリーン・トランスフォーメーション実現に向けた基本方針を閣議決定しました。

その原発回帰大転換の中身は、この間言ってきた「依存度低減」から「最大限活用」へ、運転期間「原則40年、最大60年」から「60年超」へ、新增設は「想定していない」から「次世代に建て替えて」というもの。被災地では「国は事故を忘れたのか」と怒りの声が湧き上がっていると聞きます。

そして2月13日、原子力規制委員会では、原発の運転期間延長の新制度案を異例の多数決で決めるという事が起きました。5人のうちの1人の委員が「科学的、技術的な新しい知見に基づくものではない。安全側への改編と言えない」などの理由で新制度に反対しました。他の2人も賛成はしましたが、「疑問だ」とする声があったとされます。

そこで私が在籍した国有鉄道の安全要領の一文を思い出します。それは「疑わしい時は最も安全と認められる道を執らなければならない」というものです。ことは命に関わり、地域の破壊にもつながる原発です。やはり、多数決ではなく、それこそ100パーセントの科学で決めるべきと思います。

小泉町長は1月4日の志賀町年賀交歓会で、停止中の北陸電力志賀原発の再稼働に期待感を示されていましたが、能登でも毎日のようにある世界有数の地震・津波国において、あの福島第一原発大事故の反省なき国の原発回帰大転換をどう受けとめておられますか。お伺いをいたします。

2点目は、小中学生の給食費完全無償化を、についてであります。

本町ではすでに第2子以降は無償となっている給食費。今、食品などの値上がりが止まりません。子育てもたいへんになっています。

そんな中、全国的にも、県内でも多くの自治体で子育て支援策として、小中学生の給食費の無償化が広がっています。もちろん本町近隣市町でも広がっています。私どもが行ったアンケートでも多くの要望がありました。

ただ、私は周りが実施を決めているから本町でも実施を、というだけでなく、本町がこの間、県下でも先駆けて進めてきた、多子世帯への支援をもう一步前に進めていただきたいと思います。お一人目からしっかりサポートすることで安心して子育てをしていただく、このことが今求められているのではないのでしょうか。

「本町の自慢は、おいしい安心給食だ」などとさらなる子育て支援の充実をアピールするためにも、小中学生の給食費完全無償化を求めるものであります。

3点目は、補聴器助成で聞こえのバリアフリー化を、についてであります。

今一つ、全国的に広がっているのが補聴器補助であります。加齢性難聴は誰にでも起こり得るものです。昨年度発表の厚生労働省の委託研究では、難聴が認知機能低下の要因の一つになっていることが明らかになっています。

したがって、補聴器の装着は認知症の抑制効果もあり、医療費の削減にもなるということでもあります。

ただ、補聴器は高額ですが、最近は性能が良いようで、認知機能を維持するのに役立つ一方、操作が複雑で、認知症を発症してからでは使い方を覚えられないので聞こえにくさを感じたら早めに使う事がよいと言われています。

そこで高齢者の聞こえを積極的に支援し、特に今、コロナ禍で高齢者の社会参加活動が低下していることを踏まえ、社会生活の維持、生活の質の低下を防ぐことにつながる補聴器購入助成で聞こえのバリアフリー化を求めるものであります。

4点目は、県道49号、51号線の全面拡幅化を、についてであります。

県道49号線、深谷・中浜線、県道51号線、輪島・富来線は今現在、ところどころ1.5車線化、拡幅化がなされてはいますが、家並みもなく、すぐにでも広げることのできる箇所さえ、昔からの、数十年前からの道幅のままで、いつまでたっても観光バスなどが通りにくい道路のままであります。

これらの道路はこれからも重要な観光、迂回、避難、アクセス道路であります。数年前の大雨で路肩が崩れた西浦地区内、能登金剛関野鼻付近などは今、修繕工事をしているところですが、地元の方は「いつも同じような所がやられて、いつも同じような所を直している。もっと広げてしっかりしたものにできないのか」

とのことですが、まったくそのとおりだと思います。景観を確保しつつ、抜本的な全面拡幅化・バイパス化で観光バス等が充分通れるようにして、近隣市町とも行き来を活発にして、交流人口のより増加を図れるように、県に強く求めて頂きたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、広域的断水時は町内入浴施設の開放も視野に、についてであります。

特に1月25日水曜日から26日未明にかけて、気温がマイナス6度を示し、町内全域で水道管の凍結による破裂などが多発する状況となり、富来地域では配水池の水位が低下し、給水制限を発する事態となりました。

約一週間に渡る断水、給水制限となったわけですが、やはり通常生活に支障をきたすのはもとより、さまざまな営業、施設運営にも支障をきたし、消火栓などにも影響していくものと思います。

町は災害として水道料金等の特例減免等を行っていますが、もう一つ切実な要望として、「お風呂の確保も大変だった」とのお声であります。若い人のおられるご家庭は特に切実だということです。

したがってたびたびあっては困るわけですが、万が一広域的断水時は、町内入浴施設の開放という粋な計らいもしていただけないものでしょうか。お伺いをいたします。

以上5点について、お伺いをいたします。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 議長。

中谷議員の政府の原発回帰大転換を問う、のご質問にお答えいたします。

先月28日に政府は、脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つの実現をすすめるため、「GX（グリーントランスフォーメーション）脱炭素電源法案」を閣議決定しました。

この法案の基となる「GX実現に向けた基本方針」には、原子力の活用の大前提として、国・事業者は、東京電力福島第一原子力発電所事故の反省と教訓を一時たりとも忘れることなく、「安全神話からの脱却」を不断に問い直し、規制の充足にとどまらない自主的な安全性の向上、事業者の運営・組織体制の改革、地域の実情を踏まえた自治体等の支援や避難道の整備など、防災対策の不断の改善等による立地地域との共生、国民各層とのコミュニケーションの深化・充実等に、

国が前面に立って取り組む方針が盛り込まれていると承知をしております。

町としては、今後とも国の動向を注視していきたいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問については、教育長及び担当課長からそれぞれ答弁させていただきますので、宜しくお願いいたします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

中谷議員の小中学生の給食費完全無償化を、についてのご質問にお答えをいたします。

前回の議会でもお答えをいたしました。が、学校給食費につきましては、昨今の物価の高騰によって賄材料費が値上がりをしておりますが、その上昇分については保護者に負担を求めることなく、町で対応することとしております。

さらに、本町の給食費は、県内でもトップクラスの安さとなっており、さらには、多子世帯の保護者の負担軽減を図るため、平成29年度から第2子以降の給食費を無償化しております。

このほか、本町では、18歳までの子ども医療費の無料化や「出産祝金」、第3子以降の「多子世帯入学祝金」、ひとり親家庭等への「児童入学支度金」などの交付に加えまして、令和5年度から「出産おめでとう祝金給付事業」として1人当たり15万円を支給するなど、県内屈指の手厚い支援を展開することで、子育て世帯を経済的に支援していきます。

中谷議員ご質問の給食費の完全無償化については、年間約7,000万円の固定経費が必要となり、コロナ禍を問わず恒久的な支援となることから、町としては、他の子育て支援事業への活用も考慮し、今のところ実施する予定はありません。

また、給食費の無償化については、義務教育という観点から、本来、国において措置すべきものと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 宮下健康福祉課長。

宮下隆健康福祉課長 はい、議長。

中谷議員の補聴器助成で聞こえのバリアフリー化をについてのご質問にお答えいたします。

加齢による難聴については、個人差はありますが、年齢を重ねることで、聴力機能が衰えるものであります。

こうした高齢者の身体の衰えは、聴力のみならず、視力や筋力、ひざなどの関節等、至る箇所に及び、生活の質を確保するための支援については、特定の機能だけでなく、総合的に検討していく必要があると考えております。

また、国では、加齢性難聴と認知機能の関連を研究していることから、今後の国や県の動向を注視していきたいと考えております。

このため、現在のところ、町独自の制度創設の考えはありません。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 吉村環境安全課長。

吉村満環境安全課長 はい、議長。

中谷議員の広域的断水時は町内入浴施設の開放も視野に、についてのご質問にお答えいたします。

1月末の大寒波により、水道管の凍結による漏水が多発したことから、1月26日、富来地域に給水制限を発令しました。その結果、西浦地区においては、1月31日の全面復旧まで断水することとなり、大変ご不便をおかけすることとなりました。

断水については、凍結だけではなく、地震や豪雨などによる管路破損など、さまざまな事象によることが想定されます。

災害時における応急給水活動では、まずはじめに人命に関わるものを第一優先に最低限の飲料水確保を目的とし、避難所、医療施設等への飲料水の供給を全力で行い、1週間以内に応急復旧した水道施設による生活用水の供給を順次開始することを目途としております。

今回の断水に至った過程では、西浦地区だけではなく、富来地域を中心に広域的な水の供給不足に陥ったこともあり、入浴施設において大量の水使用となれば、ますます断水範囲が広がる懸念もあったことから、B&G施設の休館や地域福祉センターの営業時間の短縮などを行い、あえて入浴施設の開放を見送りました。

広域的な断水時では、飲料水が優先であり、町内入浴施設の開放は難しいと想定されますが、長期的な場合は、施設の被災状況も踏まえ入浴についても対

応を検討したいと考えております。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 山内まち整備課長。

山内勉まち整備課長 はい、議長。

中谷議員の県道49号、51号線の全面拡幅化をのご質問にお答えいたします。

過去の県道等2車線改良事業は、事業費が高額となることや、事業期間が長くなることから、要望してもなかなか採択には至らない状況でありました。

石川県は、このような課題を解決するために、比較的交通量の少ない道路においては、待避所の設置や、見通しの悪いカーブ区間の改良といった小規模な工事を行うことで、速やかに走行性と安全性の改善を図っていく1.5車線の道路整備事業に転換しております。

議員ご質問の主要地方道輪島富来線及び主要地方道深谷中浜線についても、長期にわたり2車線改良の要望をおこなってきた事業であります。なかなか採択とならなかったことから、輪島富来線については平成17年度、深谷中浜線については平成18年度から、それぞれ地元の承諾を得た上で1.5車線の事業の整備を実施しております。

事業開始に伴い、両路線において、沿線区長による「みちづくり協議会」が発足し、石川県の担当も含め優先順位等を協議しながら事業を進めております。

町としても、地域防災等の観点から重要な道路であると認識しており、これからも2車線改良を要望してまいります。これまでの経緯についてもご理解願います。

以上、中谷議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷松助議員 はい。

再質問をさせていただきます。

1点目の政府の原発回帰大転換を問う、ですが、私は国の非科学的な原発政策に反対する立場から、例えば60年超、運転可能への改変についてお伺いをしますが、まずは世界的には60年超運転の前例はないとの国会答弁です。

現在の運転期間原則40年、最大60年のルールは、福島第一原発事故を踏まえたものです。それには根拠があったと思います。物を作るときは少なくとも何年

もつ物を作るのかは基本中の基本だと思います。原子力規制委員会も運転期間に関して重要な設備機器等に関わる設定上の評価は、運転開始後 40 年の使用を想定しているとしています。それを検査・審査をしたら期間を延ばしてもいいと。しかも運転停止期間はカウントしないとしています。原発はすべてを解体して検査というわけにはいきません。心臓部の圧力容器や容器を覆う原子炉格納容器のコンクリートなど重要施設は交換できないということです。いわゆるオーバーホールはできません。こういうものをどういう根拠で検査・審査オーケーとするのか、まったく説明がありません。誰が考えても不安を抱くものと思います。

そこには住民の命、地域への配慮など、リスペクト、遠慮会釈があまりにもなさすぎると思います。国の悪政からの防波堤、町民の命を守る、地域を守る立場からこのような事故の教訓無視の原発回帰大転換は許されないと思いますが、町長のご見解をお伺いいたします。

2 点目の小中学生の給食費完全無償化を、についてですが、本来憲法 26 条の義務教育はこれを無償とするということで、もちろん国の仕事ですが、地方から決めて、国の背中を押すという方法もあります。

あと本町では 4,000 万円あれば充分できます。どの自治体も限られた財源の中、やはり最優先しているということではないでしょうか。本町でも今まで通り、子育て支援を最優先して実施することを求めるものであります。

これは、答弁は結構でございます。

3 点目の補聴器助成で聞こえのバリアフリー化を、についてですが、今は白内障や入れ歯などの手術は保険適用ですが、始めからではなかったと思います。補聴器も高齢者が多いわけですが、これも大局的・将来的要望でもあります。単に町独自の施策に留まらず、国を動かす最初の一步になります。あとで戻ってくるという可能性もあります。引き続き求めてまいりたいと思います。

これも答弁は結構でございます。

4 点目の県道 49 号線・51 号線の全面拡幅化を、についてですが、町の発展のためにも、まずは町内の道路整備が優先されるべきと思いますので、繰り返しの要望を求めるものであります。

これも答弁は結構であります。

最後の広域的断水時は町内入浴施設の開放も視野に、についてですが、先ほど

のご答弁で、広域的な断水時では飲料水が最優先である、それはもっともなこと
であります。

そして長期的な場合は、施設の被災状況も踏まえ、入浴についても対応を検討
したいということでした。そういうことで、今後とも、そこまでのことを考えて
いただきたいと思います。以上、再質問です。

南正紀議長 小泉町長。

小泉町長 議長。

中谷議員の再質問に対しての答弁を行いたいと思います。

原発の運転期間の延長についての再質問でありますけれども、原子力規制委員
会において、厳格な審査を行うということありますので、その審査をしっかりと
見守っていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

南正紀議長 中谷松助君。

中谷松助議員 原発に関しましては引き続き、原発ゼロ、省エネ・再エネ目指して今後
も問うてまいりたいと思います。

その他につきましても、引き続き求めてまいることを申し上げまして、私の質
問を終わります。

南正紀議長 4番 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 議長。

4番 稲岡です。通告に従いまして3点、大きく3点質問いたします。

初めに子育て支援施策についてお尋ねいたします。

先月28日、厚生労働省は2022年の国内の出生数が速報値で前年比5.1パーセン
ト減の79万9,728人だったと発表いたしました。80万人割れは統計を取り始めた
1899年以来初めてであり、これは新型コロナウイルスの感染拡大で2020年、2021
年の婚姻件数が減少したことが影響したといわれるそうです。

国立社会保障人口問題研究所、いわゆる社人研の推計では80万人割れを2033年
としており、想定より11年早く少子化が進んだこととなります。

岸田総理大臣は今回の発表を受け、「危機的な状況だ」と見解を示し、「少子化
を反転させるために、今の時代、社会に求められる子育て政策を進めることが重
要だ」と強調されました。そこで以下の3点についてお聞きします。

一つ目は、志賀町の出生数、出生率の推移をお聞きします。これまでの実際の

数字と推計された数字との比較を併せて教えていただきたいと思います。

二つ目は、更なる子育て支援策についてお聞きします。今現在町は県内トップクラスの手厚い子育て支援を行っているとのことですが、今回新たな事業として「出産おめでとう祝金給付事業」が計画されております。これはこれまでの商品券による出産祝金に加え、15万円の現金を支給し、子どもが生まれた家庭を経済的に支援するもので、子育て家庭にはたいへんありがたい付与だと思います。国も来年度から出産一時金の支給額を42万円から50万円に引き上げますが、こういった効果が限定的になる一時金よりも、継続的な経済支援の充実を望む声を周りから多く聞きます。

先の中谷議員の質問にもありましたが、例えば給食費の無償化など、それは費用面からむずかしいという答弁でしたが、更なる支援策について何かお考えがありましたら、お聞かせください。

3番目は、今後の子育て政策についてです。インターネットプロバイダー大手のビックロブが先月実施したインターネット調査では、全国の18歳から25歳までの未婚で子どもがいない、いわゆるZ世代の男女のうち約46パーセントの人が「将来子どもが欲しくない」と回答したそうです。

理由としては「育てる自信がない」52パーセント、「子どもが苦手」46パーセント、「自由がなくなる」36パーセントなどで、経済的な理由以外の原因で子どもを望まない若い世代が多いことがわかります。こういった現状に対して町として子育て政策の明確なロードマップを示してはどうでしょうか。5年後、10年後の出生数などの数字だけでなく、具体的な施策とそれによる効果など、町としてのビジョンを打ち出す必要があると思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

以上、3点お願いいたします。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の子育て支援施策についてのご質問のうち、小中学生に対する支援施策についてお答えをいたします。

小中学生に対する主な経済支援としては、現在、スクールバス利用者以外の公共交通機関で通学する生徒の定期代の全額補助のほか、部活動で全国大会や

北信越大会等へ出場する際の費用の一部を補助しております。

その他、本町では、数々の手厚い子育て支援策を実施しており、中谷議員の答弁にも述べましたが、給食費の無償化の拡充については、年間約7,000万円の固定経費が必要となることから、今のところ、実施の予定はありません。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

なお、その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

南正紀議長 平野子育て支援課長。

平野雅巳子育て支援課長 はい、議長。

稲岡議員の子育て支援策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、厚生労働省の人口動態統計では、令和4年に生まれた赤ちゃんの数は、前年比5.1パーセント減で、80万人割れとなり、推計より10年超の速いペースで少子化が進行しております。

本町の出生数は、平成29年度以降は100人を割り込み、令和元年度が63人、令和2年度が67人、令和3年度が54人、本年度は、65人を見込んでいますが、平成28年度の105人と比較して38パーセントの減少となっており、本町においても、国と同様にかんりのスピードで少子化が進行しております。

しかし、ここ数年は、定住促進住宅地「みらいとうぶ区」の出生数が増え、ほぼ60人前後で、横ばいに推移しており、徐々にではありますが、移住・定住や子育て支援策等の効果がでてきているものと思われます。

本町の人口ビジョンでは、出生数の減少の原因は、若い世代の転出が特に大きくなっており、この人口の流出により、自然動態の減少を引き起こし、少子高齢化に伴う人口減少につながっていると考えられておりますので、今後も、若い世代の流出を少しでも食い止めるために、雇用対策と経済支援に努めていきたいと思っております。

次に、更なる支援策についてですが、本町の子育ての支援については、これまでも、保護者の経済的負担の軽減策として、妊娠から出産までの妊婦健診、乳児健診費用の助成、赤ちゃんが生まれたときには、お祝い金の支給、18歳までの子どもの医療費の助成、ひとり親家庭等の医療費の一部助成、保育料の引き下げや減免、保育園の3歳から5歳児のおかず代の無料化、第2子以降の学校給食費の

無料化、第3子以降が、小・中・高への入学時には商品券を支給する等、場面に
応じた支援をタイムリーに行ってきております。

次に、議員ご指摘のとおり、先般民間の情報サービス会社が実施したアンケート
調査によりますと、「将来、子どもがほしくない」と回答した人は45.7パーセン
トとのことであります。

その理由として、「お金の問題以外」と回答した人も4割強となっており、その
具体的な理由として「育てる自信がないから」との回答が半数を超えています。

若者の多くがこうした意識を持つ中、本町においては、今年度から子育て部門
と母子保健部門を統合し、「子育て支援課」として子ども子育てに関する対応を、
ワンストップで行っており、経済的支援のほか、心の支援として子育てに関する
町独自の相談事業を実施しているところであります。

来年度より、第2期志賀町子ども・子育て支援事業計画の見直し時期となりま
すので、次期計画の策定にあたっては、保護者等にアンケート調査等を実施し、
その意見を参考としながら、子どもを安心して産み育て、希望がかなえられる計
画としたいと思っております。

また、国でも来年度より「こども家庭庁」を設置し、妊婦の支援や、保育の受
皿整備、こどもの居場所作りなど多岐にわたり、子どもにとって何が大切かを、
子どもの目線で考えて、健やかに成長するための取組や困っている子どもへのサ
ポートを進め、年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括支援を実施することと
しております。

今後も、国等の動向を注視し、妊婦さんや子育てしているお母さん、お父さん
のニーズをその時々的確に把握しながら不安や困っていることを少しでも解消
して、安心して妊娠・出産・子育てができるように、更なる子育て環境の充実を
図っていきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

数字としては、下げ止まっているという印象でよろしいでしょうか。これ以
上、60人くらいで推移し始めたという感じでしょうか。

今後、団塊の世代が後期高齢者となっていって、おそらく死亡数のほうが今度

増えていくとなると、出生数が維持したままだとどうしても減少していくんですが、やはり少しでも出生数が上向くように、もうちょっと子育て施策をやはり充実させていく、県内トップクラスと言われるかもしれませんが、更なる充実を図っていく必要があると考えます。

その点について、先ほど給食費の無償化に7,000万という試算と4,000万という試算、2つあってちょっとわからないんですが、教育長の答弁の中では、ほかの子育て施策に活かしていきたいというご答弁でしたので、何か支援策として今後考えているものがありましたら、お答えいただきたいと思うんですが。

南正紀議長 間嶋教育長。

間嶋正剛教育長 はい、議長。

稲岡議員の再質問にお答えいたします。

7,000万円の固定経費の内訳でございますけども、町予算として、食材費として3,000万円を計上してございますけども、保護者から4,000万円の負担をいただいております。その差額が3,000万となりますので、7,000万円ということの経常経費として計上させていただいております。

今のところ、改めて講じるような施策等はまだ今のところは考えておりませんが、今後また検討しながらというふうに考えております。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

60人、出生数60人前後で推移しているということですが、町としては県内トップクラスの支援策というのは結構前から多分その環境だったにもかかわらず38パーセント減ったということなので、今度、子育て世代のアンケートを取っていろいろ施策を考えていくと思うのですが、充分参考にして、皆さんの意見を拾い上げた良い計画にさせていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

スポーツによる交流人口の拡大についてお聞きいたします。

町は新年度予算の中で、富来地域にニュースポーツ場を整備する計画をあげています。富来道の駅周辺一帯を本町の観光やニュースポーツの重要拠点として付加価値をあげ、賑わいの創出につなげていくという目的で、その手始めとして今回は多目的に利用できるフラットエリアの整備費が5億5,000万円近く予算計上さ

れております。

前回、12月議会でも申し上げましたが、施設などのハードを整備すること以上に重要なのがソフト面、中身の充実ではないでしょうか。

そこで今回の事業に関して、以下の点をお聞きします。

一つ目は、以前より私がスポーツによる交流人口の拡大や地域活性化のために地域スポーツコミッションの設立を提言していましたが、町長のご答弁の中では「設立は考えていない。スポーツコンテンツ作りに向けて庁内組織を設置する」とのことでした。

今回のニュースポーツ場の整備を契機に、今こそ必要な組織だと思いますが、準備はどこまで進んでいるのでしょうか。現在の進捗を教えてくださいたいと思います。

2つ目は、今回町が着目したスケードボードなどのアーバンスポーツは、都市の中での遊びから生まれたスポーツです。スケートカルチャーという言葉があるように、都市型の文化を好む、そういった人々を自然豊かな地域に誘致していくことについて、どのように誘客施策を進めていくのでしょうか。お聞かせ頂きたいと思います。

3つ目は、新年度予算で町が示した事業費は、ニュースポーツ場整備に係る実施設計費及びフラットエリア整備費として、設計委託料、管理委託料、工事費、土地購入費など合わせて5億5,000万円近く、それにスポーツ振興くじ助成事業として、備品購入費と合わせて5億5,500万円余りとなっております。

昨年12月の計画からかなり変更になっているように思うんですが、現在予定している事業費の中でイニシャルコスト、初期の費用と運用費用、ランニングコストの試算と、今後の地域経済効果の試算を教えてくださいたいと思います。

4つ目は、ニュースポーツ場の周辺施設土地購入費についてですが、以前の説明では現在の調整池、テニスコートのある場所ですか、をニュースポーツ・イベント広場として整備するとして工事面積が約3,000平米、現在のグランドゴルフ場を屋根付きのスケードボード場として整備し、その面積が約2,000平米、合わせて約5,000平米が先進的海洋センター整備事業の総面積かなと思っているんですが、当該土地のこれまでの賃借料、固定資産税はいくらだったのか、また、購入予定価格が周辺の公示価格等と比較した場合の妥当性について見解をおききしたいと

思います。

南正紀議長 大畑生涯学習課長。

大畑喜代志生涯学習課長 はい、議長。

稲岡議員のスポーツによる交流人口の拡大についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、富来地域にニュースポーツ場を整備する計画にあたり、スポーツコンテンツづくりに向けた庁内組織の準備状況についてですが、富来地域の観光・スポーツによる賑わい創出を目的に令和3年11月、若手職員を中心に組織した「とぎ道の駅周辺エリア開発基本計画策定検討委員会」を設立し、必要に応じて協議をしております。

これまでの検討を踏まえ、スケートボード場をメインとした施設整備を実施することから、委員会の参画者として業界大手のムラサキスポーツの監修や石川県スケートボード協会の協力をいただき、ソフト事業の展開も含め協議を進めているところであります。

次に、アーバンスポーツの地方への誘致と誘客施策についてですが、アーバンスポーツは、スケートボード、ボルダリング、自転車競技のBMXが代表的な競技であり、次のオリンピックでも正式種目に採用され注目を浴びています。

本町では、国内愛好者40万人とも言われるスケートボード競技をメインとした、屋根付きで通年利用可能となる施設を整備する予定としており、令和5年度に整備する、イベントなど多目的に使用できるフラットエリアと合わせ、県内はもとより他県施設との差別化を目指しております。

また、本町の自然豊かな観光資源としての世界一長いベンチをはじめ増穂浦を含めた道の駅周辺の賑わい創出と合わせて誘客促進を図り、交流人口の拡大に繋げていきたいと思っております。

続きまして、イニシャルコスト・ランニングコストの試算についてですが、令和5年度工事請負費として2億3,500万円を計上させていただきました。これは、現テニスコートを多目的エリアとして整備し、初心者向けスケートボード場やステージを設けた地域イベント広場を整備するもので、現状の形状を生かし、既存トイレの改修と安価なプレハブによる管理棟を整備するなどイニシャルコスト削減に努めた設計を進めております。

また、令和6年度計画のスケートボード場を含め、施設運営については指定管理を想定しており、IT技術導入による人件費を含め、施設運営経費など、ランニングコストの削減を検討しています。

続きまして、今後の地域経済効果の試算についてですが、当地域の令和3年度の現状値として、シーサイドヴィラ渤海、道の駅周辺で約7万5,000人の交流人口があります。今回整備する施設利用者は、3万人を見込み、約3,000万円の経済効果があると試算しております。

また、当地域を訪れる観光客などは、滞在時間1時間から2時間が8割を占めているとの調査結果があり、施設利用者の増加によって近隣飲食店をはじめ、観光施設など更なる経済効果を期待しているところであります。

本事業は、過疎化が進み経済も落ち込む中、富来地域の振興策として必要と考えており、財政負担は伴いますが、地域の活性化、交流人口促進、賑わい創出を図っていきますので、ご理解をお願いいたします。

最後に、ニュースポーツ場の周辺土地購入費についてのご質問にお答えします。

当該事業地周辺の来年度取得用地の賃借料については、貸主側の意向により、詳細な金額は申し上げられません。

固定資産税については、地方税法の規定に基づき、適正な評価額及び標準税率による固定資産税を賦課しております。

購入予定価格については、不動産鑑定士による鑑定価格により購入するものであり、適正かつ妥当な金額であると考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

スポーツコンテンツを協議する協議会が今不定期で行われているということで、進捗は少しずつ進んでいるという認識でよろしいでしょうね。そちらはわかりました。そうしましたら、アーバンスポーツのスケードボードの人口が40万人ということでしたか。私先ほど申し上げた通り、このスケートボードをされる方々はスケートカルチャー、ストリートカルチャーというものを好む方々がおそらく多いのかなと思うんですが、今整備する海洋スポーツセンターはカヌーとかサップ、スタンドアップパドルボードですか、サップ、ヨガなどをど

ちらかというと自然を好む人たちの、客層がそういうふうにならざるを得ないと思うんです。そういった点の融和とかをどのように考えているかを聞いたかったんですが、そういった点をどのように考えているのか、先進的海洋センターの全体での客層の違いをどのように考えているかということを知りたいと思ったんですが、そこをちょっと教えていただきたいということ。

もう一つ、先ほどのランニングコストについては、プレハブで費用を抑えるということでしたが、試算で金額は出ていないのでしょうか。その点を教えていただきたい。

あと、地域経済効果、年間3,000万ですか。その行政負担をある程度見込んでということですが、ランニングコストの金額がわからないと、どのくらい年間の行政負担になるか、試算していないのでしょうか。そこを教えてくださいなと思う事と、結局、今購入予定の地面のことですけれど、面積がどれだけで、坪単価いくらかというのも、もしわかっていたら教えていただきたいと思っています。

南正紀議長 大畑生涯学習課長。

大畑喜代志生涯学習課長 はい。

稲岡議員の再質問にお答えをいたします。

まず1点目が、サップ・カヌーなどの自然を活かしたスポーツコンテンツという回答をというお話でしたが、B&G財団の申請に昨年は応募をしましたが、今年度も新たに要綱がきました。B&G財団の計画の中で自然を活かしたという予定をしております、今回は先行して、フラットエリアとニュースポーツ場を整備をするということで、そのような回答をさせていただいたということでご理解をお願いしたいと思います。

2点目でございますが、フラット広場の現整備費用、2億3,500万、安価なプレハブ等、云々ということで金額わかりませんかというご質問でしたが、今詳細な金額についてはわかりませんので、よろしくお願いたします。

3点目が、3万人を見込んで、3,000万の効果がある、それはかかる費用がわからないとそういったこともというようなお話でしたかと思うんですが、現3万人の利用というのは能登、七尾以北の小中学生の数でありますとか、スクールの教室開催の利用者、また県内全域からの利用者、また大会等の誘致によって県外

の利用者というところを、あくまでも試算の試算というところで今現時点3万人と試算しておいて、3,000万という経済効果はお一人使用料と飲食関係で1,000円というところの試算にとどまっております。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

(稲岡議員から、「土地の単価、土地の金額については」の声あり)

南正紀議長 企画財政課長。

村井直企画財政課長 稲岡議員の再質問にお答えいたします。

土地に関わる、まず面積でございますけれども、議員の質問の中にはニュースポーツ場の一角ということで5,000平米ほどと申されておりましたが、新年度予算で計上いたしました土地購入費の2億6,800万円の内訳でございますが、今回のこの先進的海洋センターの整備事業を契機といたしまして、これまで懸案でありました賃借地を解消しようという事で、この事業地のほか、道の駅であるとか向かい側の支所の用地、B&Gの用地、そういった借りていた用地をすべて解消するために一括して今回土地購入するというもので2億6,800万円を計上したものでございます。

なお、面積につきましてはすべての用地で5万7,600平米あまり、ということになりまして、購入価格、不動産鑑定を入れておりまして、だいたい概ね、いろいろとその用地用地によってばらつきがございますが、平均しますとだいたい坪1万5,000円前後という形になります。

以上、稲岡議員の再質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

客層が違うところに対しての誘客施策についてですけど、特にあまりないように思うんですが、結局、客層が全く違うなかに混在してくるような形なんですね、きっと。

もう一点、次のランニングコストがちょっとまだわからない、地域経済効果は3万人に対して1,000円、客単価1,000円を掛けただけということ。いろいろ聞くとなんかどんぶり勘定な予定事業だなと思えてしょうがないんですが。

先ほどある程度賑わい創出のために行政負担仕方ないということでしたが、病院事業であったり、そういったことはわかりますよ。赤字覚悟で必要な事業だと

わかるんですが、賑わい創出のために行政負担もするのにこんなどんぶり勘定の事業で果たしていいんですかね。これ今度の予算委員会でも聞きますけど、予算委員会で聞けばよかったですけど、一般質問でちょっとこれは全町的に議論していただきたいと思って私今ここに持ち込んだんですが、ちょっといろいろ中身が不透明すぎるなと思いました。

あと地面に関してですが、この先進的海洋センター事業の中に、他の事業と一緒に購入するっていうこと果たしてありえるんですか。ちょっとそこも疑問に思いましたし、なにかこの事業、いろいろと不透明だなという思いがいたしました。

再質問、再々質問までなんで以上といたしますが、答弁ありましたらお願いします。

(町長から「ありません」との声あり)

稲岡健太郎議員 ないんですか。ないですか。

稲岡健太郎議員 再々質問の答弁がなかったので、3番目の質問に移ります。

若者の移住定住と空き家対策についてお聞きいたします。

4月10日から分譲開始予定のみらいとうぶDブロックでは、みらいとうぶ定住促進奨励金が拡充され、町外からの転入者が住宅を新築した場合最大400万円が補助されることとなりました。また町内在住者も最大260万円に補助金が引き上げられますが、こういった町内からなど移住した場合、若者が出ていった後には親世代が住む空き家予備軍が増えていきます。

新たな住宅団地に若者の移住定住が増えれば増えるほど、町内に空き家が増加している現状について、以下の点をお聞きいたします。

一つ目は、新築住宅の取得を促進する施策と、中古住宅の取得を促進する施策について、それぞれのバランスを考えるべきではないかということです。現在は新築取得のほうに重きを置きすぎているように思います。中古物件のリフォームや取得の補助金額最大30万円と、新築物件の最大400万円とではてんびんにかけるまでもありません。

新規に取得される方が中古物件を選択肢に入れる動機付けとなるよう、中古物件取得の補助金をあげるか、そういった検討もすべきだと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

また現在行っている老朽危険空き家等除却事業について、これまでの実績と要

件の緩和についてお考えがありましたらお聞かせください。以上です。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい、議長。

稲岡議員の若者の移住定住と空き家対策についてのご質問にお答えいたします。

町では、昨年度に区長の皆様の協力を得て、町内全域で空き家の実態調査を行ったところ、6年前の調査に比べ、100件以上増加して、701件となっております。

実態調査の結果から、特に危険な空き家の所有者に対してアンケート調査を行ったところ、殆どの方から相続問題、所有者不明又は高額な解体費用を負担できないとの回答を得ており、そのことが、空き家が増加する主な要因であると考えられます。

町では、これらの空き家をはじめとする中古住宅の取得を促進する施策として、移住者に対しては、最大100万円の「空き家リフォーム再生等助成事業」を創設しているほか、利活用が可能な空き家について希望者と所有者を結ぶ「空き家バンク制度」の周知、充実を図っております。

これまで、累計で69件が登録され、賃貸、売買で39件の契約に至っており、少なからず中古住宅の取得促進に繋がっていると思われ、新築に重きを置いているわけではありません。

町としては今後、国土交通省が構築・運営を支援している全国版の空き家バンク登録制度にも参加することで、広域に周知していくと共に、新たに志賀町空家等対策協議会委員として参加頂いた全国不動産協会の方からの意見を参考に、さらなる空き家対策の充実を図っていきます。

次に、老朽危険空き家等の除却事業については、令和4年度に制度を創設し、空き家等が倒壊した場合に前面道路や隣地等に被害が及ぶ恐れがある空き家の除却費に対して上限50万円を補助するものであります。

制度初年度の実績としては、窓口や電話相談を受けた件数が20件程度あり、実際に現地を確認した件数が8件、そのうち4件が解体に至り、200万円の助成を行っております。

助成制度については、町ホームページや広報等で周知を図るとともに、解体を行う町内事業者には制度の案内を送付するなど、住民周知に努めているところであ

ります。

制度に関する要件緩和についてのご質問ですが、今後の利用状況の推移を見ながら、利用件数が少ない場合には、改めて要件の緩和や、制度の充実を検討していきたいと思えます。

今後は、団塊世代の持家相続の問題などにより、更なる空き家の増加も懸念されることから、町としても強い危機感をもっているところであり、空き家の発生抑制という観点から、地域全体で空き家問題に取り組んでいくための啓発用パンフレットの作成を検討していきたいと考えております。

以上、稲岡議員のご質問に対する答弁といたします。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

中古物件の最大補助金100万円でしたか、失礼いたしました。この補助金、もう少しなにか拡充していただければ、もう少しリフォームして空き家を取得する人が増えるんじゃないかなと思うんですが、というのは、やはり長年住んだ家、子ども世代でもそこに住み続けたいっていう方もやっぱりおいでるんで、そういった方々のためにも、今申し上げた中古物件取得、あるいはリフォームの助成ですか、やはりそういったことをしていかないと住んでいる家を残していくことが難しいのかなと思えますので、今空き家のほう、空き家増加抑制のために力を入れていくというご答弁でしたので、こういった点も考慮していただきたいなと思えます。

あと区長さんからの調査結果700件の空き家ということですが、実際もっともっと多いと思うんですが、本当に空き家の問題切実かなと思えますので、今後も力を入れていていただきたいと思えます。

町長、私今、空き家とかあるいは中古物件取得、拡充の件でお考えがあれば、もっと拡充していただきたい、ご答弁いただきたい。はい。

(町長から「どうぞ座ってください」との声あり)。

南正紀議長 小泉町長。

小泉勝町長 はい。

稲岡議員の再質問にお答えいたします。

稲岡議員ちょっと勘違いをしているようですけど、空き家のリフォーム再生の

助成事業に対してはですね、これは移住者に対してのみであって、現在志賀町に住んでいる人にはこの助成は使われませんので、その点についてまた検討させていただきたいと思います。

南正紀議長 稲岡健太郎君。

稲岡健太郎議員 はい。

移住者のみの現在の補助金を、現在住んでいる人にも適用できるように今後検討していただきたいと思います。最後の質問で時間いっぱい使いきれたので、たいへん満足しました。

どうもありがとうございました。

南正紀議長 以上をもちまして、質疑及び質問を終結します。

日程第2 町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号（委員会付託）

南正紀議長 次に、町長提出 議案第3号ないし第22号及び議案第25号ないし第32号並びに請願第1号を、お手元に配付の付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

（ 休 会 ）

南正紀議長 次に、休会の件についてお諮りします。

委員会審査等のため、明8日から16日までの9日間は、休会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし）

南正紀議長 ご異議なしと認めます。

よって、明8日から16日までの9日間は、休会することに決しました。

次回は、3月17日、午後2時から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午後2時23分 散会）